

令和3事業年度業務実績自己評価書

令和4年6月

独立行政法人水資源機構

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書 No.	備考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1-1 水資源開発施設等の管理業務	A	A	A	A			
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上	B	B	B	B		1-4	
1-1-5 海外調査等業務の適切な実施	B	A	A	A		1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務							
1-2-1 ダム等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重		1-6	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重		1-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和3年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

※6 「一定の事業等のまとめり」として1-1については、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」のうち、主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）が異なる「1-1-3 危機的状況への的確な対応」を除いた4項目により評価を行った。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書 No.	備考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
2. 業務運営の効率化に関する事項							
2-1 業務運営の効率化	B	B	B	B		2-1	
3. 財務内容の改善に関する事項							
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	B	B	B	B		3	
4. その他の事項							
8-1 内部統制の充実・強化	B	B	B	B		4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	B	A	A	A		4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等	B	B	B	B		4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実	B	B	B	B		4-4	
8-5 地域への貢献等	B	B	B	B		4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	B		4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	水資源開発施設等の管理業務		
		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	水資源機構法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>(1-1 安全で良質な水の安定した供給)</p> <p>既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。</p> <p>(1-2 洪水被害の防止・軽減)</p> <p>既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>(1-1 安全で良質な水の安定した供給)</p> <p>複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。</p> <p>(1-2 洪水被害の防止・軽減)</p> <p>①降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。②近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。</p>		

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
									予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032	45,909,253
									決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700	43,960,096
									経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290	112,900,938
									経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	△956,335
									行政コスト （千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497	112,978,631
									従事人員数	850	862	873	878

(注1) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注2) 従事人員数は、1月1日時点。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>【1-1 水資源開発施設等の管理業務】</p> <p>1-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <p>○ 安定的な用水の供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で良質な水を安定して供給するとともに、洪水被害の軽減のため、全 53 管理施設において、施設管理規程に基づく的確な管理を実施することにより、補給日数割合及び供給日数割合ともに定量目標値 100%を達成した。 また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による業務への影響を最小限とするため、執務室の分離や班編制による業務の実施体制を構築した結果、用水の安定供給、適切な洪水調節に影響は無かった。 北総東部用水など 6 施設において、施設の老朽化に伴う漏水事故が発生したが、土地改良区等と調整した上で、迅速に応急復旧対応等を実施することで利水への影響はなかった。 <p>○ 渇水時における対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川水系猪名川では少雨による一庫ダムの貯水量の減少に際し、4 月から試行運用を開始した淀川水系渇水対応タイムラインに基づき、早期にダム貯水状況等に関する情報提供を行ったことで、水道事業者が節水開始の目安となる貯水率を下回る前に自主節水を開始することに繋がった。また、利水者の自主節水に合わせたきめ細やかなダム操作は、ダム貯水量の延命化に繋がったとして、日本ダムアワード 2021 において「低水管理賞」を受賞した 吉野川水系銅山川では、利水補給の実施により銅山川 3 ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）の貯水率が低下し、令和 2 年度末の第 2 次取水制限に引き続き、4 月 23 日から第三次取水制限、5 月 23 日から第二次取水制限、8 月 11 日から第 1 次取水制限と、継続して取水制限を行い、8 月 13 日に取水制限を解除した。吉野川水系吉野川でも少雨による河川流況の悪化に伴い、7 月 6 日から 9 日間の工業用水 4.0 m³/s 減の自主節水、7 月 14 日から 27 日間の第一次取水制限（農水、水道、工水：20%）を行った。 これら各水系の取水制限等に併せて関西・吉野川支社吉野川本部及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や河川流況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高めるとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めた。 近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを 5 つの渇水対策会議等ごとに作成し、4 月から試行運用を開始した。また、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、12 月 16 日より運用を開始した。 令和 3 年度は前年度を上回る 3 水系にて渇水対応タイムラインを策定し、運用を開始することで関係機関相互の連携を強化し、渇水対応力の向上を図ることができた。 <p>○ 突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川水系飛騨川において、8 月 14 日に白川取水口地点の濁度が 500mg/L を超え、飛騨川から取水している木曾川用水（木曾川右岸施設）も高濁度水を取水する事態が発生した。 	<p>【1-1 水資源開発施設等の管理業務の評定：A】</p> <p>1-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成するなど中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に淀川水系、利根川水系、荒川水系において渇水対応タイムラインの策定が拡大され、このうち淀川水系においては運用を開始した渇水対応タイムラインに基づき節水に関する事業者間の調整が円滑に進んだこと、またきめ細やかなダム運用を行った一庫ダムが「低水管理賞」を受賞したことは、渇水等の異常時における被害の影響の軽減に大きく貢献したことを証するものであり、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため A 評価とした。 <p>1-1-2 洪水被害の防止・軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成するなど、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に令和 3 年 8 月の大雨に対する阿木川ダム及び小石原川ダムの対応、治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった利水ダムを含む 10 ダムにおいて、延べ 14 回の事前放流を実施したこと、更に予備放流水位の最低限度よりもさらに貯水位を低下させる操作を行った牧尾ダムでの取組は、機構の 	

				<p>機構は、「異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）」に基づき、飛騨川の濁度情報を迅速に利水者等へ提供し、迅速かつ的確な取水施設や幹線水路の取水・配水操作を実施し、利水者と連携してその影響の回避・軽減を図った。</p> <p>1-1-2 洪水被害の防止・軽減</p> <p>○ 洪水調節等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水対応業務に起因する防災態勢の実績は、延べ日数 3,001 日／年、一特定施設当たりの平均態勢日数 97 日／年であった。 洪水調節を目的に含む 12 ダムにおいて延べ 35 回の洪水調節を適正に実施し、ダム下流域の洪水被害を防止又は軽減した。これらにより、定量目標である洪水調節適正実施割合は 100% を達成した。 <p>○ 令和 3 年 8 月大雨における洪水対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 8 月の前線による大雨に係る洪水対応では、本社・支社局、事務所が一体となり関係機関等と連携しつつ、管理する 24 ダム中、11 ダムで延べ 22 回の洪水調節を適正に実施し、ダムの洪水調節機能を最大限に活用した洪水対応を実施した。 中でも、木曽川水系阿木川の阿木川ダムでは、管理開始以降 2 番目となる約 701 m³/s の最大流入量を記録した洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用するなどにより、約 800 万 m³ の洪水を貯留するとともに、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約 83% カットした。これにより、阿木川ダム下流約 2.5km の大門地点の河川水位で見た場合、約 1.48m（速報値）の水位低減効果があり、氾濫危険水位以下の 2.81m に水位を低減したと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。 また、試験湛水中の小石原川ダムでは約 1,255 万 m³ の洪水を貯留し、約 22km 下流にある柴田橋水位観測所の水位を、仮にダムがなかった場合と比べて約 0.83m（速報値）低減させる効果があった。 以上の一連の防災操作により、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献した。 <p>○ 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 二級水系に存する利水ダム 1 ダムについて、河川管理者と協働して関係利水者等へ説明を行い、理解を得た上で治水協定を締結するとともに事前放流実施要領を策定したことで、一級、二級水系で機構が管理する全てのダムにおける治水協定の締結、事前放流を実施することとなった全てのダムにおける事前放流実施要領の策定が完了した。 <p>○ 出水時の円滑な対応のための情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催し、洪水時のダムの防災操作（異常洪水時防災操作を含む）等について、下流の地方公共団体や河川管理者と情報共有を行った。 <p>○ ダムの防災操作や警報等の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時には地方公共団体及び関係機関にダムの防災操作や警報等の情報提供を確実に実施し、洪水調節を行った全 12 ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイト公表した。 	<p>持つ高い技術力を発揮しつつダムの機能を最大限発揮させる操作を的確に実施することで洪水被害の防止又は軽減に大きく貢献したものと考えられることは、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。</p> <p>1-1-5 海外調査等業務の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 水資源分野は公共調達が主体であり、資金力が低くコスト意識の高い相手国政府の理解を取り付ける必要があるが、一方で、質の高いものの価格競争力等の理由から、水インフラ分野の海外市場における本邦事業者のシェアが 1% に満たない現状がある。さらに令和 2 年度に引き続きコロナ禍により海外渡航が困難である等悪条件もあったが、令和 2 年度を上回る以下の取組を拡大するとともに、外国政府機関等との直接交渉等を行って我が国事業者を参画につなげていくという難易度が高い業務について上述の成果を達成した。 <p>○ 専門的技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係る ODA 案件の参画状況</p> <p>令和 2 年度：5 件 → 令和 3 年度：6 件</p> <p>○ 我が国事業者の参入の促進に資する調査等の受託状況</p> <p>令和 2 年度：4 件 → 令和 3 年度：5 件</p> <p>○ 本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された意見交換会の回数</p> <p>令和 2 年度：10 件 → 令和 3 年度：37 件</p> <p>これらの取組により、我</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>○ 事前放流実施要領に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設の 23 ダム及び利水ダムの 12 ダムにおいて、令和 3 年度は利水ダムを含む 10 ダムにおいて、延べ 14 回の事前放流を実施した。 <p>○ 特別防災操作に関する検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一庫ダムでは実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行い、「一庫ダムの洪水調節における特別防災操作指示要領」が策定された。 ・木曾川水系木曾川の味噌川ダムの流域で、前線の影響により 5 月 20 日 14 時から 22 日 1 時までに 159 mm の降雨があり、この降雨によってダムの下流河川では氾濫の恐れが生じたことから、国土交通省中部地方整備局木曾川水系ダム統合管理事務所の指示により、ダムへの流入量のほぼ全量を貯留する特別防災操作を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。また、8 月 12 日から 8 月 15 日までに総雨量 350.4 mm を記録した降雨では、最大流入量毎秒約 130 m³/s の時に、約 77 % に相当する毎秒約 100 m³/s の水をダムに貯留する特別防災操作を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。 <p>○ 利水ダムにおける事前放流の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、予測雨量が 710mm を超え、ダムへの流入量予測は設計洪水位を大きく超えるおそれがあったことから、関係機関や利水者と速やかに協議して理解を得た上で、河川管理者と連携しながら放流を開始し、予備放流水位の最低限度よりもさらに貯水位を低下させる操作を行った。この事前放流等の実施により、約 1,600 万 m³ の洪水調節可能容量を確保し、最大約 360 m³/s の放流量低減が図られ、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。 ・木曾川水系上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加え、牧尾ダム等 5 つの利水ダムにおいて一時的に治水に活用できる容量を確保したことにより、氾濫危険水位に達していた地点における流量を 2 割、河川水位を約 0.7m 低減させる効果があったものと推定され、本洪水対応終了後牧尾ダム下流の 5 町村の首長より感謝の言葉があった。 <p>1-1-5 海外調査等業務の適切な実施</p> <p>○ コロナ禍における海外調査等業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外調査等業務を遂行するため、新型コロナウイルス感染症感染拡大による制約を受けつつも、WEB 会議システムを活用した協議等により効率的な業務の実施に努め、関係省庁や関係機関との協力体制の構築や機構内での体制強化を図るとともに、民間事業者の要請に応じた J V 組成による海外インフラ事業の受注支援や、我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努め以下の成果を得た。 <p>○ 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係る ODA 案件への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、J V を組成することにより、J I C A が委託する ODA 案件 2 件について新たに参画し、令和 3 年度時点で参画案件数は合計 6 件となった（令和 2 年度時点では 5 件、120%）。令和 2 年度に引き続いて、 	<p>が国事業者の海外展開の機会を拡大し、質的・量的にも成果を確保できたものと考えており、当該成果は中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。</p> <p><令和3年度の主な実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> - 令和2年度以前から参画していた「バングラデシュ国南部チッタゴン地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」、「フィリピン国全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」及び「フィリピン国パラニャーク放水路整備事業準備調査」については、文献調査、WEB会議ないし現地渡航における相手国政府関係者への聞き取り調査等を踏まえてそれぞれの機構担当分野における検討を進め、成果を取りまとめてJV調査団が作成するインテリムレポートへ反映させ、相手国政府関係機関等への説明等も適宜に実施した。 - 令和3年度から参画したインドネシア国の「ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」についても、今後の調査・検討方針等について提案を行ってJV調査団が作成するインセプションレポートに反映させるとともに、同国政府関係機関等への説明等も適宜に実施した。 - なお、本年度から新たに参画した、インドネシア国の「ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」は、ダムの堆砂状況等を踏まえた対策の必要性・緊急性に係る日本側の課題認識や解決方針等を機構から同国大臣に説明するなど、令和元年度及び令和2年度において機構が実施してきた「インドネシア国におけるダム再生案件」に係る案件形成活動の成果を基に、JICAにおいて引き続き事業化に向けた調査を実施するものである。当該調査に機構が参画することにより、施工段階における我が国事業者の参入並びに我が国が有する技術による「質の高いダム」の整備推進、さらには同国の水を巡る社会課題の解決と持続可能な経済成長の推進が期待できる。 <p>○ 水資源分野における我が国事業者の参入の促進に資する調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」（以下、「活性化協議会」という。）の事務局機関として、全体会議を2回開催したほか、主に以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> - 活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設について、課題や対応策、環境や社会的な影響、本邦技術の適用可能性に関する情報収集、相手国との意見交換を実施した。 - 本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を実施した（計37回実施。令和2年度は10回、370%）。 - このほか、水資源分野における我が国事業者の参入促進に資する調査等を5件実施した（令和2年度は4件、125%）。 <p>○ 本邦技術情報のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる我が国事業者の海外事業への参入促進に資するため、令和元年度に機構がとりまとめた水資源分野に関する本邦技術集となる「水資源分野における日本の技術集（案）」について、より質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を個票として追加するとともに、記述内容の充実を図った。また、この資料をJICA本部及び在外事務所の職員、JICA専門家、ODA関係省庁、協議会構成員及びその会員企業に広く配布することで、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。 	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	安全で良質な水の安定した供給		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。）		

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
補給日数割合（計画値）	補給必要日数 ^{※1} に対する実補給日数の割合（注1）100%	—	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032	45,909,253
補給日数割合（実績値）	補給必要日数 ^{※1} に対する実補給日数の割合（注1）	100.0%	100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700	43,960,096
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290	112,900,938
供給日数割合（計画値）	供給必要日数 ^{※2} に対する実供給日数の割合（注2）100%	—	100%	100%	100%	100%		経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	△956,335
供給日数割合（実績値）	供給必要日数 ^{※2} に対する実供給日数の割合（注2）	99.9%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497	112,978,631
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		従事人員数	850	862	873	878

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数^{※1}に対する実補給日数の割合 100%

各年度の供給日数割合：供給必要日数^{※2}に対する実供給日数の割合 100%

（注1）※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダム等に貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。

（注2）※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注5）従事人員数は、1月1日時点。

（注6）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。</p>	<p>別表1「施設管理」に掲げる53施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。</p> <p>また、都市用水及び農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。</p> <p>① 水象・気象等の情報及び利水者（水道事業者等）の申込水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。</p> <p>② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日ウェブサイトにより提供する。</p> <p>また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。</p> <p>③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び</p>	<p>別表1「施設管理」に掲げる53施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。</p> <p>また、都市用水及び農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。</p> <p>① 水象・気象等の情報及び利水者（水道事業者等）の申込水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。</p> <p>② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日ウェブサイトにより提供する。</p> <p>また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。</p> <p>③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び</p>	<p><定量目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の補給日数割合 100% 各年度の供給日数割合 100% <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。</p> <p>渇水、水質悪化等の異常時に、その影響の軽減に努めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 安定的な用水の供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で良質な水を安定して供給するとともに、洪水被害の軽減のため、全53管理施設において、施設管理規程に基づく的確な管理を実施することにより、補給日数割合及び供給日数割合ともに定量目標値100%を達成した。 また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による業務への影響を最小限とするため、執務室の分離や班編制による業務の実施体制を構築した結果、用水の安定供給、適切な洪水調節に影響は無かった。 北総東部用水など6施設において、施設の老朽化に伴う漏水事故が発生したが、土地改良区等と調整した上で、迅速に応急復旧対応等を実施することで利水への影響はなかった。 [1-1-1 pp. 2~6] <p>イ. 渇水時における対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川水系猪名川では少雨による一庫ダムの貯水量の減少に際し、4月から試行運用を開始した淀川水系渇水対応タイムラインに基づき、早期にダム貯水状況等に関する情報提供を行ったことで、水道事業者が節水開始の目安となる貯水率を下回る前に自主節水を開始することに繋がった。また、利水者の自主節水に合わせたきめ細やかなダム操作は、ダム貯水量の延命化に繋がったとして、日本ダムアワード2021において「低水管理賞」を受賞した 吉野川水系銅山川では、利水補給の実施により銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）の貯水率が低下し、令和2年度末の第2次取水制限に引き続き、4月23日から第三次取水制限、5月23日から第二次取水制限、8月11日から第1次取水制限と、継続して取水制限を行い、8月13日に取水制限を解除した。吉野川水系吉野川でも少雨による河川流況の悪化に伴い、7月6日から9日間の工業用水4.0 m³/s減の自主節水、7月14日から27日間の第一次取水制限（農水、水道、工水：20%）を行った。 これら各水系の取水制限等に併せて関西・吉野川支社吉野川本部及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や河川流況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高めるとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めた。 近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、4月から試行運用を開始した。また、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、12月16日より運用を開始した。 令和3年度は前年度を上回る3水系にて渇水対応タイムラインを策定し、運用を開始することで関係機関相互の連携を強化し、渇水対応力の向上を図ることができた。 [1-1-1 (1)③ pp. 8~12, 13] <p>ウ. 水利用実態の把握と水利権更新に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 利根大堰等（利根中央用水）、木曾川用水（濃尾第二）、香川用水、木曾川用水（濃尾第二）、三重用水及び長良導水において水利用の実態把握のための諸調査を実施した。また、両筑平 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 全53管理施設において昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を最小限とする業務の実施体制を構築し、施設管理規程に基づき的確な管理を行い補給日数割合及び供給日数割合共に定量目標値100%を達成した。 北総東部用水など6施設で施設の老朽化に伴う漏水事故が発生したが、迅速に応急復旧対応を実施し利水への影響はなかった。 淀川水系猪名川では、4月から施行運用を開始した淀川水系渇水対応タイムラインに基づき、早期にダム貯水状況等に関する情報提供を行ったことで、水道事業者間の調整が進んだ。また、利水者の自主節水に合わせたきめ細やかなダム操作を行ったことで、ダム貯水量の延命化に繋がったとして、一庫ダムは日本ダムアワード2021において「低水管理賞」を受賞した。 各水系の取水制限に合わせて機構は各事務所等に渇水対策支部等を設置し一般への情報発信等の頻度を高めるとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めた。 淀川水系や、利根川水系及び荒川水系にて渇水対応タイムラインを策定し、それぞれ運用等を開始することで関係機関相互の連携を通じた渇水対 	<p>評定</p>	

<p>(2) 安全で良質な用水の供給</p> <p>日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。</p>	<p>関係機関との調整を図りながら、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。</p> <p>④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、水利用の実態把握に努める。</p> <p>また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給</p> <p>エンドユーザーまで安心して水を利用できるように、利水者に常に安全で良質な水を供給する。</p> <p>① 良質な用水の供給を図るため、全施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、富栄養化現象、濁水長期化等の水質変化現象への対策に取り組む。</p> <p>② 河川管理者、利水者及び関係機関との協力を図りつつ平常時より管理上必要</p>	<p>関係機関との調整を図りながら、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。</p> <p>効率的な水運用に当たっては、関連する施設の総合運用や無効放流量を減らす等きめ細かな管理を行う。</p> <p>④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、水利用の実態把握に努める。</p> <p>また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進める。利根大堰等（利根中央用水）、木曾川用水（濃尾第二）、香川用水及び両筑平野用水について水利用の実態把握のための諸調査を実施し、併せて両筑平野用水の水利使用の検証を行う。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給</p> <p>エンドユーザーまで安心して水を利用できるように、利水者に常に安全で良質な水を供給する。</p> <p>① 良質な用水の供給を図るため、全施設において水質管理計画を策定し、当該計画に基づき的確に日常の水質管理を実施するとともに、水質情報を利水者等へ提供する。</p> <p>また、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、富栄養化現象、濁水長期化等の水質変化現象への対策に取り組む。</p>		<p>野用水については、水利実態を把握した上で水利使用の検証を行った。</p> <p>・水利使用変更に向けて、河川管理者、利水者及び関係機関との協議調整を計画的かつ継続して進めた。三重用水及び東総用水は、河川管理者、利水者及び関係機関と協議調整を進め、三重用水（かんがい用水）は5月28日、東総用水（かんがい及び水道用水）は8月12日付けで河川管理者の同意を得た。 〔1-1-1 (1) ④ pp. 12～13〕</p> <p>エ. 計画的な水質管理</p> <p>・53施設において水質管理計画を策定し、水質状況の把握、水質情報の利水者等への提供を行った。 〔1-1-1 (2) ①② pp. 14～15〕</p> <p>オ. 富栄養化現象や濁水長期化等の発生時の対応</p> <p>・53施設のうち、24施設において、アオコ、淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象が発生したが、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全設備を適切に運用することにより、影響の軽減に努めた。また、水質異常を確認した場合には、河川管理者及び利水者等の関係者への迅速な情報提供等や臨時の水質調査を追加し状況を把握した。</p> <p>カ. 水質事故発生時の対応</p> <p>・水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺における第三者等に起因する油流出等の水質事故が29件発生し、関係機関等で構成される水質汚濁対策連絡協議会、利水者等と迅速に連絡調整を行うとともに、必要に応じてオイルマット設置等により被害の回避・軽減に努めた。</p> <p>キ. 突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減</p> <p>・木曾川水系飛騨川において、8月14日に白川取水口地点の濁度が500mg/Lを超え、飛騨川から取水している木曾川用水（木曾川右岸施設）も高濁度水を取水する事態が発生した。機構は、「異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）」に基づき、飛騨川の濁度情報を迅速に利水者等へ提供し、迅速かつ的確な取水施設や幹線水路の取水・配水操作を実施し、利水者と連携してその影響の回避・軽減を図った。 〔以上 1-1-1 (2) ③ pp. 16～17〕</p>		<p>応力の向上を図ることができた。</p> <p>・利根大堰等（利根中央用水）、木曾川用水（濃尾第二）、香川用水、木曾川用水（濃尾第二）、三重用水及び良長導水において水利用の実態把握のための諸調査を実施した。両筑平野用水については、水利使用の検証を行った。水利使用変更に向けて、河川管理者、利水者及び関係機関との協議調整を計画的かつ継続して進めた。</p> <p>・53施設において水質管理計画を策定し、水質状況の把握、水質情報の利水者等への提供を行った。</p> <p>・24施設においてアオコ、淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象が発生したが、水質保全設備を適切に運用することにより、影響の軽減に努めた。また、水質異常を確認した場合には、関係者へ迅速な情報提供等や臨時の水質調査を追加し状況を把握した。</p> <p>・機構施設やその周辺において第三者等に起因する油流出等の水質事故が発生した際には、利水者等と迅速に連絡調整を行うとともに、必要に応じてオイルマット設置等により被害の回避・軽減に努めた。</p> <p>・木曾川水系飛騨川において、発生した高濁度水を取水する事態については、「異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）」に基づき、飛騨川の濁度情報を迅速に利水者等へ提供し、迅速かつ的確な取水施設や幹線水路の取水・配水操作を実施することで、利水者と連携してその影響の回避・軽減を図った。</p>
--	---	---	--	--	--	--

		<p>な情報共有等を図る。</p> <p>③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含む水質変化現象が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努める。</p> <p>また、機構が発注する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の早期把握に努める。</p>	<p>② 河川管理者、利水者及び関係機関との協力を図りつつ平常時より管理上必要な情報共有等を図る。</p> <p>③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等の発生時及び富栄養化現象や濁水の長期化等が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努める。</p> <p>また、機構が発注する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の早期把握に努める。</p>			<p>・難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成するなど中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に淀川水系、利根川水系、荒川水系において渇水対応タイムラインの策定が拡大され、このうち淀川水系においては運用を開始した渇水対応タイムラインに基づき節水に関する事業者間の調整が円滑に進んだこと、またきめ細やかなダム運用を行った一庫ダムが「低水管理賞」を受賞したことは、渇水等の異常時における被害の影響の軽減に大きく貢献したことを証するものであり、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるためA評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	洪水被害の防止・軽減		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。）</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
洪水調節適正実施割合（計画値）	洪水調節適正実施割合（注1）100%	—	100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	43,573,066 (25,248,571)	45,967,077 (26,325,416)	45,457,032 (26,491,796)	45,909,253 (26,624,401)
洪水調節適正実施割合（実績値）	洪水調節適正実施割合（注1）	100%	100%	100%	100%	100%			決算額（千円）	40,331,708 (23,581,250)	43,589,472 (25,140,793)	44,491,700 (26,258,906)	43,960,096 (25,661,224)
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	110,042,915 (61,611,801)	111,397,356 (61,757,646)	114,215,290 (64,011,035)	112,900,938 (64,399,736)
									経常利益（千円）	△1,031,805 (△703,280)	△1,190,979 (△659,364)	△1,010,864 (△598,726)	△956,335 (△548,442)
									行政コスト（千円）	59,342,477 (34,209,572)	112,673,836 (62,745,839)	114,177,497 (64,030,097)	112,978,631 (64,399,736)
									従事人員数	850 (516)	862 (511)	873 (534)	878 (531)

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100%

（注1）洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。

（注2）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注3）（ ）は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

（注4）従事人員数は、1月1日時点。

（注5）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等の操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。</p> <p>また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、下流自治体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。</p>	<p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。</p> <p>① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。</p> <p>② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係地方公共団体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。</p> <p>また、ダム等下流市町村の防災力の向上に資するため、大規模氾濫減災協議会に参加するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。</p> <p>③ 洪水時には、関係地方公共団体及び関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。</p>	<p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。</p> <p>① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。</p> <p>② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係地方公共団体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。</p> <p>また、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」について、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取組について、各地方整備局と協働して進める。</p> <p>ダム等下流市町村の防災力の向上に資するため、大規模氾濫減災協議会に参加するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。</p> <p>③ 洪水時には、関係地方公共団体及び関係機関に、防災、</p>	<p><定量目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の洪水調節適正実施割合 100% <p><指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <p>的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 洪水調節等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水対応業務に起因する防災態勢の実績は、延べ日数 3,001 日／年、一特定施設当たりの平均態勢日数 97 日／年であった。 洪水調節を目的に含む 12 ダムにおいて延べ 35 回の洪水調節を適正に実施し、ダム下流域の洪水被害を防止又は軽減した。これらにより、定量目標である洪水調節適正実施割合は 100% を達成した。 [1-1-2 (1) ① pp. 18～23, 31] <p>イ. 令和 3 年 8 月大雨における洪水対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 8 月の前線による大雨に係る洪水対応では、本社・支社局、事務所が一体となり関係機関等と連携しつつ、管理する 24 ダム中、11 ダムで延べ 22 回の洪水調節を適正に実施し、ダムの洪水調節機能を最大限に活用した洪水対応を実施した。 中でも、木曾川水系阿木川の阿木川ダムでは、管理開始以降 2 番目となる約 701 m³/s の最大流入量を記録した洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用するなどにより、約 800 万 m³ の洪水を貯留するとともに、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約 83% カットした。これにより、阿木川ダム下流約 2.5km の大門地点の河川水位で見た場合、約 1.48m（速報値）の水位低減効果があり、氾濫危険水位以下の 2.81m に水位を低減したと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。 また、試験湛水中の小石原川ダムでは約 1,255 万 m³ の洪水を貯留し、約 22km 下流にある栄田橋水位観測所の水位を、仮にダムがなかった場合と比べて約 0.83m（速報値）低減させる効果があった。 以上の一連の防災操作により、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献した。 [1-1-2(1) ① pp. 23～27, 31～32] <p>ウ. 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会の提言を踏まえ、ダム計画規模（ダムの異常洪水時防災操作時等）を超える出水における円滑かつ迅速な避難の確保等を行うため、想定最大規模降雨（L2）による浸水想定図の作成を行い、河川管理者又はダム管理者から公表していることを関係地方公共団体に情報提供を行うとともに、放流通知やホットラインなどの緊急時にダム管理者等から提供される情報とその対応等について、自治体の首長と確認するためのセミナー等を開催した。 <p>エ. 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 二級水系に存する利水ダム 1 ダムについて、河川管理者と協働して関係利水者等へ説明を行い、理解を得た上で治水協定を締結するとともに事前放流実施要領を策定したことで、一級、二級水系で機構が管理する全てのダムにおける治水協定の締結、事前放流を実施することとなった全てのダムにおける事前放流実施要領の策定が完了した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節を目的に含む 12 ダムにおいて延べ 35 回の洪水調節を適正に実施し、ダム下流域の洪水被害を防止又は軽減した。これらにより、定量目標である洪水調節適正実施割合は 100% を達成した。 木曾川水系阿木川の阿木川ダムでは、管理開始以降 2 番目となる約 701 m³/s の最大流入量を記録した洪水に対し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用するなどにより、約 800 万 m³ の洪水を貯留したことにより、氾濫危険水位以下に水位を低減したと推定された。また、試験湛水中の小石原川ダムでは約 1,255 万 m³ の洪水を貯留し、約 0.83m（速報値）低減させる効果があり、ダム下流沿川の国民の生命や財産を災害から守ることに貢献した。 ダム計画規模を超える出水における円滑かつ迅速な避難の確保等を行うため、想定最大規模降雨による浸水想定図の作成を行い、河川管理者又はダム管理者から公表していることを関係地方公共団体に情報提供するとともに緊急時にダム管理者等から提供される情報等について、セミナー等を開催した。 二級水系に存する利水ダム 1 ダムについて、河川管理者と協働して関係利水者等へ説明を行い、理解を得た上で治水協定を締結するとともに事前放流実施要領を策 	<p>評定</p>

	<p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討を進め、実施の可能性が見出された施設については、実運用に向け関係機関と調整を図った上で、各操作の運用を開始する。 なお、特別防災操作がダム等下流の河川改修の進捗と関係する面があることも踏まえ、水系全体の治水安全度向上に向け、河川の整備手順や整備方法について、河川管理者と連携して検討を進める。</p>	<p>避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。</p> <p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の対象のダムについて、協定に基づき事前放流を適切に行う。 異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討を進め、実施の可能性が見出された施設については、実運用に向け関係機関と調整を図った上で、順次、各操作の運用を開始する。 なお、特別防災操作がダム等下流の河川改修の進捗と関係する面があることも踏まえ、水系全体の治水安全度向上に向け、河川の整備手順や整備方法について、河川管理者と連携して検討を進める。</p>		<p>オ. 出水時の円滑な対応のための情報共有 ・洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催し、洪水時のダムの防災操作（異常洪水時防災操作を含む）等について、下流の地方公共団体や河川管理者と情報共有を行った。</p> <p>カ. ダム放流警報設備、電光掲示板等の開放について ・ダムの放流警報設備等を放流警報時に支障とならない範囲で活用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の伝達ツールとしての利用を推進するため、ダム下流の関係市町村に対する説明、働きかけを行った。</p> <p>キ. 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組 ・関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（28 協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションに努めた。 〔以上 1-1-2(1) ② pp. 27～30, 32〕</p> <p>ク. ダムの防災操作や警報等の情報伝達 ・洪水時には地方公共団体及び関係機関にダムの防災操作や警報等の情報提供を確実に実施し、洪水調節を行った全 12 ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表した。 〔1-1-2 (1) ③ pp. 31～32〕</p> <p>ケ. 事前放流実施要領に関する検討 ・治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設の 23 ダム及び利水ダムの 12 ダムにおいて、令和 3 年度は利水ダムを含む 10 ダムにおいて、延べ 14 回の事前放流を実施した。</p> <p>コ. 特別防災操作に関する検討等 ・一庫ダムでは実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行い、「一庫ダムの洪水調節における特別防災操作指示要領」が策定された。 ・木曾川水系木曾川の味噌川ダムの流域で、前線の影響により 5 月 20 日 14 時から 22 日 1 時までに 159 mm の降雨があり、この降雨によってダムの下流河川では氾濫の恐れが生じたことから、国土交通省中部地方整備局木曾川水系ダム統合管理事務所の指示により、ダムへの流入量のほぼ全量を貯留する特別防災操作を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。また、8 月 12 日から 8 月 15 日までに総雨量 350.4 mm を記録した降雨では、最大流入量毎秒約 130 m³/s の時に、約 77 % に相当する毎秒約 100 m³/s の水をダムに貯留する特別防災操作を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</p> <p>サ. 利水ダムにおける事前放流の取組 ・木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、予測雨量が 710mm を超え、ダムへの流入量予測は設計洪水位を大きく超えるおそれがあったことから、関係機関や利水者と速やかに協議して理解を得た上で、河川管理者と連携しながら放流を開始し、予備放流水位の最低限度よりもさらに貯水位を低下させる操作を行った。この事前放流等の実施により、約 1,600 万 m³ の洪水調節可能容量を確保し、最大約 360 m³/s の放流量低減が図られ、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。 ・木曾川水系上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加え、牧尾ダム等 5 つの利水ダムにおいて一時的に治水に活用できる容量を確保したことにより、氾濫危険水位に達していた地点における流量を 2 割、河川水位を約 0.7m 低減させる効果があったものと推定され、本洪水対応終了後牧尾ダム下流の 5 町村の首長より感謝の言葉があった。</p>	<p>定した。これにより機構が管理する全てのダムにおける治水協定の締結、事前放流を実施することとなった全てのダムにおける事前放流実施要領の策定が完了した。</p> <p>・洪水調節を目的に含結べてのダムにおいて洪水期前に防災操作説明会等を開催し防災操作等について地方公共団体等と情報共有を行った。</p> <p>・放流警報時に支障とならない範囲でダムの放流警報設備等を、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の伝達ツールとしての利用を推進するための説明、働きかけを行った。</p> <p>・洪水時には地方公共団体及び関係機関にダムの防災操作や警報等の情報提供を確実に実施し、洪水調節を行った全 12 ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表した。</p> <p>・事前放流を実施することとなった特定施設の 23 ダム及び利水ダムの 12 ダムにおいて、令和 3 年度は利水ダムを含む 10 ダムにおいて、延べ 14 回の事前放流を実施した。</p> <p>・一庫ダムでは実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行い、「一庫ダムの洪水調節における特別防災操作指示要領」が策定された。</p> <p>・木曾川水系木曾川の味噌川ダムの流域で、5 月に前線の影響による降雨によってダムの下流河川では氾濫の恐れが生じたことから、国土交通省の指示により、ダムへの流入量のほぼ全量を貯留する特別防災操</p>	
--	--	---	--	---	---	--

				<p>シ. 異常洪水時のダム操作演習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、異常洪水時防災操作要領を策定している18ダムを対象に、ダムの計画規模を超える洪水に対して、異常洪水時防災操作の演習を行った。 〔以上 1-1-2 (2) pp. 33～38〕 	<p>作を行った。また、8月の降雨でも特別防災操作を行い、それぞれの操作を行った結果、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、予測雨量がダムへの流入量予測は設計洪水位を大きく超えるおそれがあったことから、関係機関や、河川管理者と連携しながら放流を開始し、予備放流水位の最低限度からさらに貯水位を低下させる操作を行った。この事前放流等の実施により、最大約 360 m³/s の放流量低減が図られた。木曾川水系上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加え、牧尾ダム等5つの利水ダムにおいて一時的に治水に活用できる容量を確保したことにより、氾濫危険水位に達していた地点における流量を約2割低減させる効果があったものと推定され、本洪水対応終了後牧尾ダム下流の5町村の首長より感謝の言葉があった。 異常洪水時防災操作要領を策定しているダムを対象に、異常洪水時防災操作演習を行った。 難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成するなど、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に令和3年8月の大雨に対する阿木川ダム及び小石原川ダムの対応、治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった利水ダムを含む10ダムにおいて、延べ14回の事前放流を実施したこと、更に予備放流水位の最低限度よりもさらに貯水位を低下させる操作を行った牧尾ダムでの取組は、機構の持つ高い技術力を
--	--	--	--	--	--

						<p>発揮しつつダムの機能を最大限発揮させる操作を的確に実施することで洪水被害の防止又は軽減に大きく貢献したものと考えられることは、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	危機的状況への的確な対応		
		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	水資源機構法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度:「高」(近年、風水害、濁水地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。)</p> <p>難易度:「高」(目標として、①風水害、大規模地震、異常濁水等の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。)</p>		

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	
災害対応訓練の実施回数	—	280 回 (注 1)	383 回	404 回	392 回	394 回		予算額 (千円)	178,828,196	165,819,616	144,222,353	135,138,580
								決算額 (千円)	160,451,593	153,162,014	146,830,590	131,950,355
								経常費用 (千円)	118,859,816	119,734,496	127,295,882	126,926,517
								経常利益 (千円)	△1,039,598	△1,723,594	574,673	△552,972
								行政コスト (千円)	59,833,829	121,269,332	127,520,997	127,250,608
								従事人員数	1,312	1,296	1,285	1,270

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数

(注 1) 第 3 期中期目標期間の平均実施回数 (見込み) による。

(注 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 3) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

(注 4) 従事人員数は、1 月 1 日時点。

(注 5) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応</p> <p>地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。</p> <p>また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。</p>	<p>(1)-1 危機的状況に対する平常時から備えの強化</p> <p>大規模地震の発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。</p> <p>また、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p> <p>① ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する他、施設のリアルタイム映像による監視を目的としたネットワークカメラ等の整備を行い、防災時等における確実な施設操作の充実を図る。</p> <p>② 備蓄資機材の融通や情報共有等に加え、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を国及び関係機関と連携して実施する。また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。</p>	<p>(1)-1 危機的状況に対する平常時から備えの強化</p> <p>大規模地震の発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。</p> <p>また、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p> <p>① ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を進めるため、引き続き、布目ダムの管理用制御処理設備の整備を行う。併せて、草木ダム、滝沢ダムの管理用制御処理設備の整備に着手する。</p> <p>また、施設のリアルタイム映像による監視のため、引き続き、大和田機場の監視カメラ整備を実施し、防災時等における確実な施設操作の充実を図る。</p> <p>② 備蓄資機材の融通や情報共有等に加え、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を国及び関係機関と連携して実施する。</p> <p>また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>各年度の災害対応訓練の実施回数</p> <p><評価の視点></p> <p>危機的状況に備え、日頃から危機管理体制の整備、訓練等による危機管理能力の強化を図り、危機的状況の発生時には的確な対応を図ったか。</p> <p>災害発生時に迅速な復旧工事等を実施したか。関係機関との連携を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 管理用制御処理設備及び監視カメラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理用制御処理設備については、布目ダムで整備を完了させ、下久保ダム、草木ダム、滝沢ダムで機器製作を開始するなど整備に着手し、計画どおりの整備を着手した。また、監視カメラの整備については、大和田機場及び長良川河口堰で整備を完了させ、施設のリアルタイム監視、防災時における確実な施設操作の充実を図った。 [1-1-3 (1) -1 ① pp. 39～40, 44] <p>イ. 関係機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄資機材を災害時等に有効に活用するため、(一社)日本工業用水協会が整備している備蓄資材データベースに登録している機構の備蓄資機材データを更新したほか、管理運営協議会等の関係機関との会議、機構ウェブサイトにおける情報提供、関係機関との合同操作訓練等を通じて情報を共有した。 <p>ウ. 危機的状況を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震、異常渇水等不測の事態に対して的確な対応を図るため、危機的状況を想定した各種訓練を一部国等とも連携して394回実施した。これは指標である第3期中期目標期間の平均実施回数(見込み)である280回を大きく上回る実施回数(141%)であり、危機的状況に対する対応力の強化に繋がった。また、個別訓練として、情報伝達訓練、設備操作訓練、水質事故対応訓練を実施したほか、非常参集時における通勤ルートに係るハザードマップを確認するなど、職員の防災意識と危機管理能力の向上を図った。 [以上 1-1-3 (1) -1 ② pp. 40～43, 44] <p>エ. 防災宿舍の適切な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制維持のため17棟の防災宿舍について改修等により適切な整備を実施した。 [1-1-3 (1) -1 ③ p. 43, 44] <p>オ. 危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、ワクチン接種を計画的に進めるための試行版業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の見直しを行い、最新の情報による見直し等の必要性を確認しながら運用した。あわせて、感染予防等対応マニュアル等の周知徹底を図った。 地域防災連携窓口に係る取組として、機構各事務所と関係市町村等が、機構の備蓄資機材の活用実績の共有、合同訓練等を通じて、連携・支援する体制を強化した。 [1-1-3 (1)-1 ④ p. 43, 44] <p>カ. 代替取水等の対応マニュアルの運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏水事故6件の発生に際し、「漏水事故対応マニュアル」に基づき、代替水源への切替えや排水作業、復旧業者の手配や復旧資材の確保等について迅速に対応し、用水供給の確保や被害拡大の防止を図った。 [1-1-3 (1) -1 ⑤ p. 43, 44] 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理用制御処理設備については、布目ダムで整備を完了させ、下久保ダム、草木ダム等で機器製作を開始するなど計画どおりの整備に着手したほか、大和田機場等で監視カメラの整備を完了させ、施設のリアルタイム監視、防災時における確実な施設操作の充実を図った。 大規模地震、異常渇水等不測の事態に対して的確に対応するため、危機的状況を想定した各種訓練を一部国等とも連携して394回実施した。これは第3期中期目標期間の平均実施回数(見込み・280回)を大きく上回り、危機的状況への対応力強化に繋がった。また、個別訓練として、情報伝達訓練、設備操作訓練、水質事故対応訓練を実施するなど、職員の防災意識と危機管理能力の向上を図った。 危機管理体制維持のため、防災宿舍を適切に整備した。 新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、ワクチン接種を計画的に進めるための試行版業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の見直しを行い、最新の情報による見直し等の必要性を確認しながら運用した。あわせて、感染予防等対応マニュアル等の周知徹底を図った。 「漏水事故対応マニュアル」に基づき、用水供給の確保や被害拡大の防止を図った。 	<p>評定</p>

	<p>③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍の適切な整備を実施する。</p> <p>④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水停止した場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルを整備する等危機管理対策を強化する。</p> <p>⑥ 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を、迅速かつ適切に行うためのマニュアルを整備する。</p>	<p>活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。</p> <p>③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍の適切な整備を実施する。</p> <p>④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水停止した場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、策定した対応マニュアルの運用を図り、危機管理対策を強化する。</p> <p>⑥ 平成 30 年度に作成し全社的に周知した災害時の復旧工事における工事借地に係る損失補償マニュアル（案）について、更なる改善を図り完成版として周知を図る。また、本マニュアルに基づき、日頃から準備しておくべき資料の整備を進める。</p>	<p>(1)-2 危機的状況の発生に対する的確な対応</p> <p>危機的状況の発生に対しても、的確な対応を行い、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努める。</p> <p>① 大規模地震、風水害等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。</p> <p>② 大規模地震、水</p>	<p>キ. 災害時の復旧工事における工事用借地等に係る損失補償マニュアルの充実</p> <p>・「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル（案）」を改善して成案化するとともに、周知を図った。また、本マニュアルに基づき大規模災害発生時に備えて日頃から準備しておくべき資料の必要性について、補償業務に関する勉強会等を通じて認識を高め、資料の把握及び点検を実施した。</p> <p>[1-1-3 (1) -1 ⑥ p. 44]</p>	<p>ク. 地震発生時の対応</p> <p>・機構が管理する施設において、安全点検が必要となる地震（震度 4 以上又はダム基礎地盤において 25gal 以上）が計 5 回発生した。これらの地震の発生に際し、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、8 施設において延べ 10 回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で用水の安定供給を継続した。</p> <p>[1-1-3 (1) -2 ① p. 45, 48]</p>	<p>ケ. 備蓄資機材等の活用</p> <p>・各地に分散配備した機材、資材について活用を図った。豊川用水支線水路において発生した空気弁破損事故では備蓄資材を活用し、通水機能の早期復旧を果たした。</p> <p>[1-1-3 (1) -2 ② p. 46, 48]</p>	<p>コ. 国民保護措置等の迅速かつ的確な実施</p> <p>・武力攻撃事態等が発生した場合に備え、関係機関との合同訓練及び協力体制を継続したほか、国民保護業務計画等に基づく国民保護措置等を迅速かつ的確に実施するための情報収集及び情報発信体制を確保した。</p> <p>[1-1-3 (1) -2 ③ pp. 46～47, 48]</p>	<p>サ. 迅速な災害復旧工事等の実施</p> <p>・令和 2 年 7 月豪雨により、徳山ダムでは貯水池斜面が崩落したが、9 月までに対策工事を完了させた。また、寺内ダムでは貯水池内に大量の土砂が堆積したが、令和 4 年 3 月までに堆積した土砂を撤去し、ダム機能の維持に努めた。</p> <p>・令和 3 年 8 月の前線による大雨により、室生ダムでは管理用道路の路体流出による陥没が発生したが、応急復旧を速やかに行った。早明浦ダムでは、ダム堤体下流斜面において亀裂が確認されたため、亀裂箇所伸縮計を設置して監視を強化するとともに、調査、対策工の設計に着手した。小石原川ダムでは、出水に伴い、貯水池上流部で河床に顕著な洗掘が発生したことで河床水路が流出したが、速やかに応急復旧を行い、11 月より本復旧を開始した。福岡導水山口調整池では、管理用道路法面等が崩落する被害を受けたため、崩落土の撤去やブルーシートによる保護対策を速やかに実施した。</p> <p>・令和 3 年 2 月 15 日に布目ダムで発生した水力発電機等の設備が浸水した事故に対して、浸水の影響を受けた利水放流設備を洪水期に入る前に復旧させるため、機器製作や整備を進めた。</p> <p>[1-1-3 (1) -2 ④ p. 47, 48]</p>	<p>シ. 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）</p> <p>・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。</p> <p>[1-1-3 (2) p. 49]</p>	<p>ス. 機構の配備機材による他機関への支援</p> <p>・各地に分散配備したポンプ車を含む配備機材について、令和 3 年 8 月の前線による大雨で機構において防災態勢を執り切</p>	<p>・「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル（案）」を改善して成案化し周知したほか、本マニュアルに基づき大規模災害発生時に備えて日頃から準備しておくべき資料の必要性について、点検等を実施した。</p> <p>・豊川用水支線水路において発生した空気弁破損事故では備蓄資材を活用し、通水機能の早期復旧を果たした。</p> <p>・武力攻撃事態等が発生した場合に備え、関係機関との合同訓練及び協力体制を継続したほか、国民保護業務計画等に基づく国民保護措置等を迅速かつ的確に実施するための情報収集及び情報発信体制を確保した。</p> <p>・令和 2 年 7 月豪雨により被災した徳山ダムでは迅速に対策工事を完了させ、寺内ダムでは令和 4 年 3 月までに堆積した土砂を撤去し、それぞれダム機能の維持に努めた。</p> <p>・令和 3 年 2 月 15 日に布目ダムで発生した水力発電機等の設備が浸水した事故に対して、利水放流設備を洪水期に入る前に復旧させるとともに、水力発電設備を復旧させるため、機器製作や整備を進めた。</p> <p>・令和 3 年 8 月の前線に伴う大雨時、福岡県大川市及び柳川市から至急の要請を受け、機構職員による技術的指導含めた排水ポンプ車等による排水支援を実施した。こうした支援に対して、後日両市より感謝状を受領した。</p>
--	---	---	---	---	---	--	---	--	--	--	--

<p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p> <p>(3) 災害時における他機関への支援 機構は、災害対策基</p>	<p>インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常濁水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧に努める。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p> <p>(3) 災害時等における他機関への支援 災害対策基本法</p>	<p>インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常濁水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧に努める。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。 また、前年度に利水放流設備等の浸水事案が発生した布目ダムにおいては、関係機関と情報共有、調整等を行い、設備の早期復旧を行う。</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p> <p>(3) 災害時等における他機関への支援 災害対策基本法</p>		<p>迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市及び柳川市から至急の要請を受けた。防災業務に支障のない範囲で排水ポンプ車の操作等に精通した職員により両市に対して技術的指導を行ったうえで排水ポンプ車等による排水支援を実施した。これら困難な状況下における排水支援に対して、両市より後日感謝状を受領した。</p> <p>セ. 災害支援マニュアルの改訂 ・これまでの災害支援の実績を踏まえ、災害支援マニュアルをより実践的なものに改訂した。</p> <p>ソ. 災害時等における応急対策業務に関する協定 ・災害発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実施できる企業 70 社等と災害支援に関する操作訓練、説明会、意見交換を行うなど、支援体制の強化を図った。</p> <p>タ. 協定締結機関との連携強化に向けた意見交換 ・「災害時における支援活動に関する協定」を締結した日本水道協会と可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、今後の連携強化に向けた意見交換を行った。 〔以上 1-1-3 (3) pp. 50～52〕</p>	<p>・災害発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実施できる企業 70 社等と災害支援に関する操作訓練等を行うなど、支援体制を強化した。</p> <p>・「災害時における支援活動に関する協定」を締結した日本水道協会と可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、今後の連携強化に向けた意見交換を行った。</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に災害対応訓練実施回数は第 3 期中期目標期間の平均実施回数（見込）を大きく上回り、危機管理能力の強化を図ったこと、また、令和 3 年 8 月の大雨において、地方公共団体に対して機構の技術力を生かした支援を行い、感謝状を受領する等、危機管理能力の向上や被害の低減等に大きく貢献したことから中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。</p> <p>そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。</p>	<p>に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努める。</p> <p>また、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努める。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。</p>	<p>に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努める。</p> <p>また、災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、災害支援マニュアルを改訂する。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。</p>				
---	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	施設機能の確保と向上		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直し回数	(注1)	-	10回	10回	11回	31回			予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032	45,909,253
ダム定期検査〔計画値〕（注2）	-	-	9施設	6施設	8施設	9施設			決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700	43,960,096
ダム定期検査〔実績値〕	-	8施設	9施設	6施設	8施設	9施設			経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290	112,900,938
達成度	-	-	100%	100%	100%	100%			経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	△956,335
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕（注2）	-	-	4施設	8施設	6施設	5施設			行政コスト（千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497	112,978,631
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	-	4施設	4施設	10施設	7施設	5施設			従事人員数	850	862	873	878
達成度	-	-	100%	125%	117%	100%							

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを行った回数。

（注1）機構が管理する53施設の内、（中期目標期間中）ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し41回、水路等施設については機能診断調査に基づく見直し20回を予定している。

（注2）令和3年度計画において、ダム定期検査を9施設、ダム等の管理に係るフォローアップを5施設で計画している。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注5）従事人員数は、1月1日時点。

（注6）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。</p> <p>確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。</p> <p>また、施設の老朽化対策及び耐震対策等のための施設更新等に当たっては、政府が定めた「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」に基づき、引き続き、水需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る個別施設計画の見直しを的に行うこととし、併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進すること。</p> <p>加えて、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p>	<p>施設の老朽化対策、耐震対策等のための施設更新等に当たっては、水路等施設の機能診断調査やダム定期検査の結果を踏まえ、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づく個別施設計画の見直しを図りつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進する。併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p>	<p>①日常からのダムの安全管理に加え、ダム定期検査を9ダムで実施し、その機会等に、利水者等との意見交換や施設見学等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。</p> <p>また、大規模地震に対する耐震性能照査等を実施し、防災性能の向上等の新たなニーズに対応するための戦略的メンテナンスを進める。</p> <p>施設の長寿命化施策の実施に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。</p> <p>「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」に基づき、5施設で事業の効果等の評価を実施する。</p> <p>ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための運用、施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進し、事業化が必要となった施設は、関係機関と調整を進め、事業の必要性、有効性等の観点から事業の事前評価を実施し、再生事業等に着手するよう努める。</p> <p>②水路等施設について、劣化状況を把握し、耐震性能照査等の結果も踏まえ、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ機能保全対策を行う等、ストックマネジメントの取組を展開する。</p> <p>特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策等により改築を要する施設は、速やかに関係機</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の見直し回数</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的な施設・設備の点検等に加えて、施設の老朽化に的確に対応しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. インフラ長寿命化計画(行動計画)の改定</p> <p>・「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画(行動計画)」を9月に策定し、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指すこととした。</p> <p>[1-1-4 p. 54, 63]</p> <p>イ. ダム定期検査等の実施</p> <p>・ダムの安全管理については、9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施した。定期検査の結果、一部のダムにおいて速やかに措置を講ずる必要があるとされたことから、今後、速やかな補修や状態監視等を行うこととした。さらに、この機会等を利用し、4ダムで利水者等関係機関との方々を対象とした現地視察会を開催し52名が参加し、施設の状態について認識の共有を図った。</p> <p>・ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を実施した。また、4堰でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進めた。</p> <p>・気候変動の影響に対するダム再生手法について、モデル流域(筑後川水系佐田川)において既設ダムの有効活用の観点から治水対策の検討を実施した。</p> <p>・全24ダムで堆砂測量を実施し貯水池内の堆積状況を把握するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全24ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検等の施設の長寿命化施策の実施に向けた調査・検討を行った。また、インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく個別施設計画を策定していた11施設について、ダム定期検査結果等を踏まえ当該計画の見直しを行うことで、施設の機能回復、長寿命化に資する取組を着実に進めた。</p> <p>・ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、5施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。</p> <p>[1-1-4 ① pp. 54~57, 63~64]</p> <p>ウ. 水路等施設の機能診断調査及び機能保全対策</p> <p>・水路等施設については、18施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施するとともに、全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画(個別施設計画)の見直しを実施した。また、ストックマネジメントをより効率的かつ継続的に行っていくため、施設毎の機能保全計画の自動更新やGISを活用した施設健全度の可視化等を可能とするデータベースシステムを構築した。豊川用水など4施設において機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に推進した。</p> <p>エ. 水路等施設の耐震性能照査</p> <p>・管理中の5施設(9箇所)を対象に、調整池等附帯構造物の耐震性能照査を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指す「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画(行動計画)」を9月に策定した。</p> <p>・9ダムにおいてダムの定期検査を計画どおり実施し、この際に現地視察会を開催し、施設の状態について認識の共有を図った。</p> <p>・ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を実施し、4堰でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進めた。</p> <p>・全24ダムで施設管理規程・同細則に基づく施設の長寿命化施策の実施に向けた調査・検討を行ったほか、11施設は、ダム定期検査結果等を踏まえ、施設の機能回復、長寿命化のため個別施設計画の見直しを行った。</p> <p>・ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、5施設で施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を公表した。</p> <p>・モデル流域において治水対策の検討を実施した。</p> <p>・水路等施設については、18施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施するとともに、全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画(個別施設計画)の見直し</p>	<p>評定</p>

<p>さらに、施設管理に 付帯する業務や発電 等の受託業務の的確 な実施を行うこと。</p>		<p>関と調整を進め、事 業の必要性、有効性 等の観点から事業の 事前評価を実施し、 改築事業に着手する よう努める。 ③電気・機械設備の 更なるライフサイク ルコストの低減、施 設の長寿命化及び 確実な機能維持を 図るため、適切に機 能保全計画の見直 しを実施する。 ④耐震化が必要な 建築物については、 計画的に耐震補強 が実施できるよう、 利水者等との調整を 進める。 ⑤ 施設管理に附 帯する業務及び委託 に基づき実施する発 電に係る業務につい ても、的確な実施を 図る。 また、水資源の利 用の合理化に資する ため、機構法第 12 条第 1 項第 2 号ハに 規定する施設の管理 を受託した場合は、 的確な管理を行 う。 ⑥ 地上権等の存 続期間の更新につい て、前提となる実態 調査を進めるととも に関係機関との連携 を図る。また、房総 導水路、三重用水、 豊川用水および成田 用水において再設定 契約を着実に進め る。</p>		<p>オ. リスクコミュニケーションの推進 ・機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運 営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーシ ョンを水路等全 20 施設で実施した。</p> <p>カ. 事業制度の創設・拡充の取組 ・水資源機構かんがい排水事業の事業実施要件を満たしていな い支線水路等の更新・耐震対策や、貯留機能や通水機能が低 下している水路（クリーク）の災害防止対策について、必要 性を整理した上で農林水産省に提案・調整した結果、同事業 での実施が可能となった。</p> <p>キ. 水路等施設の改築事業等の着手に向けた取組 ・木曾川用水濃尾第二施設について、関係主務省や関係機関と 調整を行いつつ、事業計画案をとりまとめた上で農業用水に 係る事業の事前評価を実施し、事業計画が適切と判断される とともに、令和 4 年度からの事業着手に向けて、12 月 27 日 付けで事業実施計画の認可申請を行った。 [以上 1-1-4 ② pp. 58～59, 64]</p> <p>ク. 電気・機械設備の機能保全計画に関する取組 ・電気通信設備機能保全計画（維持管理計画）作成手順（案）、 機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健 全度評価を実施し、浦山ダム等 9 施設において、機能保全計 画（維持管理計画）の見直しを実施した。併せて、本機能保 全計画を電気・機械設備の整備・更新計画に反映させ、ライ フサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機 能の確保を図った。 [1-1-4 ③ pp. 59～60, 64]</p> <p>ケ. 建築物に係る耐震補強の実施に向けた利水者等との調整 ・木曾川用水では、弥富揚水機場耐震補強の早期の実施に向け て利水者との調整を進めた。千葉用水では、次期の改築事業 等の中で耐震補強対策を実施する方針としており、管理運営 協議会等の場で利水者との調整を進めた。 [1-1-4 ④ p. 60, 64]</p> <p>コ. 施設管理に付帯する業務の実施及び委託に基づき実施する 発電に係る業務 ・管理業務では、国土交通省、県、土地改良区、電力会社等か ら 26 件の業務を施設管理に付帯する業務として受託し、的確 に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務 を 19 の管理施設において計画どおり実施した。・令和 3 年 4 月から柳瀬ダム管理の受託を開始し、機構の有するダム管理 技術を展開し、機構ダムと一体的なダム管理を的確に実施し た。[1-1-4 ⑤ pp. 60～63, 64]</p> <p>サ. 地上権等更新に係る関係機関との連携及び地上権等更新の 取組 ・水路施設の権利保全や地上権等の更新について、関係機関 （地方農政局・地方法務局）と意見交換等を行い、連携を深め た。房総導水路、三重用水、豊川用水及び成田用水において、 地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約を着実に進捗さ せ、地上権の更新が迫っている施設及び更新件数が膨大な施 設については、実態調査の進捗を図り、再設定の中長期計画 の作成に着手した。[1-1-4 ⑥ p. 63, 64]</p>	<p>しを実施した。また、ス トックマネジメントをよ り効率的かつ継続的 に行っていくため、施設毎 の機能保全計画の自動 更新やGISを活用した 施設健全度の可視化等 を可能とするデータベ スシステムを構築した。</p> <p>・全水路等施設において機 能診断調査等の結果等 を踏まえ利水者とのリス クコミュニケーションを 実施した。</p> <p>・水資源機構かんがい排水 事業の事業実施要件を 満たしていない施設の更 新・耐震対策や、水路（ク リーク）の災害防止対策 について、必要性を整理 した上で農林水産省に 提案・調整し、同事業で の実施が可能となった。</p> <p>・木曾川用水濃尾第二施 設について、関係主務省 や関係機関と調整を行 いつつ、事業の事前評価 を実施し、事業計画が適 切と判断されるととも に、事業実施計画の認可 申請を行った。</p> <p>・電気通信設備機能保全 計画（維持管理計画）作 成手順（案）、機械設備 管理指針に基づき、各設 備の健全度評価を実施 し、浦山ダム等 9 施設に おいて、機能保全計画 （維持管理計画）の見直 しを実施し電気・機械設 備の整備・更新計画に反 映させた。</p> <p>・木曾川用水及び千葉用 水では、耐震補強対策実 施に向けて、利水者との 調整を進めた。</p> <p>・国土交通省等から施設管 理に付帯する業務 26 件 を受託し、19 の管理施設 において委託に基づき発 電に関する業務を実施 した。令和 3 年 4 月から 柳瀬ダムの管理を受託 した。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

						<ul style="list-style-type: none"> ・水路施設の権利保全や地上権等の更新について、関係機関と意見交換等を行ったほか、房総導水路、三重用水、豊川用水及び成田用水において、地上権及び区分地上権の更新契約を着実に進捗させ、また再設定の中長期計画の作成に着手した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	海外調査等業務の適切な実施		
		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	水資源機構法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間実績値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	
									予算額 (千円)	43,573,066	45,967,077	45,457,032	45,909,253
									決算額 (千円)	40,331,708	43,589,472	44,491,700	43,960,096
									経常費用 (千円)	110,042,915	111,397,356	114,215,290	112,900,938
									経常利益 (千円)	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	△956,335
									行政コスト (千円)	59,342,477	112,673,836	114,177,497	112,978,631
									従事人員数	850	862	873	878

(注 1) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 2) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注 3) 従事人員数は、1 月 1 日時点。

(注 4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、海外の水資源案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施すること。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理（Integrated Water Resources Management）をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理（Integrated Water Resources Management）をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、我が国事業者の事業参入促進のための海外の水資源案件への調査等を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. コロナ禍における海外調査等業務の実施</p> <p>・海外調査等業務を遂行するため、新型コロナウイルス感染症感染拡大による制約を受けつつも、WEB会議システムを活用した協議等により効率的な業務の実施に努め、関係省庁や関係機関との協力体制の構築や機構内での体制強化を図るとともに、民間事業者の要請に応じたJV組成による海外インフラ事業の受注支援や、我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努め以下の成果を得た。 〔1-1-5 p. 65, 71〕</p> <p>イ. 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るODA案件への参画</p> <p>・機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成することにより、JICAが委託するODA案件2件について新たに参画し、令和3年度時点で参画案件数は合計6件となった（令和2年度時点では5件、120%）。令和2年度に引き続いて、施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。</p> <p><令和3年度の主な実施状況></p> <p>－ 令和2年度以前から参画していた「バングラデシュ国南部チッタゴン地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」、「フィリピン国全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」及び「フィリピン国パラニャーケ放水路整備事業準備調査」については、文献調査、WEB会議ないし現地渡航における相手国政府関係者への聞き取り調査等を踏まえてそれぞれの機構担当分野における検討を進め、成果を取りまとめてJV調査団が作成するインテリムレポートへ反映させ、相手国政府関係機関等への説明等も適宜に実施した。</p> <p>－ 令和3年度から参画したインドネシア国の「ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」についても、今後の調査・検討方針等について提案を行ってJV調査団が作成するインセプションレポートに反映させるとともに、同国政府関係機関等への説明等も適宜に実施した。</p> <p>－ なお、本年度から新たに参画した、インドネシア国の「ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」は、ダムの堆砂状況等を踏まえた対策の必要性・緊急性に係る日本側の課題認識や解決方針等を機構から同国大臣に説明するなど、令和元年度及び令和2年度において機構が実施してきた「インドネシア国におけるダム再生案件」に係る案件形成活動の成果を基に、JICAにおいて引き続き事業化に向けた調査を実施するものである。当該調査に機構が参画することにより、施工段階における我が国事業者の参入並びに我が国が有する技術による「質の高いダム」の整備推進、さらには同国の水を巡る社会課題の解決と持続可能な経済成長の推進が期待できる。 〔1-1-5 pp. 65～67, 71〕</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>・新型コロナウイルス感染症感染拡大による制約を受けつつも、WEB会議システムを活用し効率的な業務の実施に努め、関係省庁や関係機関との協力体制の構築や機構内での体制強化を図るとともに、JV組成による海外インフラ事業の受注支援や、我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。</p> <p>・民間企業とJVを組成することにより、令和3年度は令和2年度に引き続いて、JICAが委託するODA案件2件について新たに参画し、令和3年度時点で6件とした（前年度時点では5件）。施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。</p> <p>・令和2年度以前から参画していた「バングラデシュ国南部チッタゴン地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」、「フィリピン国全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」及び「フィリピン国パラニャーケ放水路整備事業準備調査」については、文献調査、WEB会議等を踏まえてそれぞれの機構担当分野における検討を進め、インテリムレポートへ反映させ、相手国政府関係機関等への説明等を実施した。</p> <p>・令和3年度から新たに参画した、インドネシア国</p>	<p>評定</p>	

				<p>ウ. 水資源分野における我が国事業者の参入の促進に資する調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下、「活性化協議会」という。)の事務局機関として、全体会議を2回開催したほか、主に以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> - 活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設について、課題や対応策、環境や社会的な影響、本邦技術の適用可能性に関する情報収集、相手国との意見交換を実施した。 - 本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を実施した(計37回実施。令和2年度は10回、370%)。 - このほか、水資源分野における我が国事業者の参入促進に資する調査等を5件実施した(令和2年度は4件、125%)。〔1-1-5 pp. 68~69, 71〕 <p>エ. 本邦技術情報のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる我が国事業者の海外事業への参入促進に資するため、令和元年度に機構がとりまとめた水資源分野に関する本邦技術集となる「水資源分野における日本の技術集(案)」について、より質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を個票として追加するとともに、記述内容の充実を図った。また、この資料をJICA本部及び在外事務所の職員、JICA専門家、ODA関係省庁、協議会構成員及びその会員企業に広く配布することで、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。〔1-1-5 pp. 69~70, 71〕 	<p>の「ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「プランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」は、令和元年度及び令和2年度において機構が実施してきた「インドネシア国におけるダム再生案件」に係る案件形成活動の成果を基に、JICAにおいて引き続き事業化に向けた調査を実施するものであり、当該調査に機構が参画することにより、我が国事業者の参入並びに我が国が有する技術による「質の高いダム」の整備推進等が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」の事務局機関として、全体会議を2回開催したほか、選定した案件候補について、本邦技術の適用可能性等に関する情報収集、相手国との意見交換を実施した。また、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向け、意見交換会を実施した(計37回実施、令和2年度は10回)ほか、水資源分野における我が国事業者参入促進に資する調査等を5件実施した(令和2年度は4件)。 ・機構がとりまとめた「水資源分野における日本の技術集(案)」について、より質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と、記述内容の充実を図ったほか、この資料をJICA本部、ODA関係省庁、協議会構成企業等に広く配布することで、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。 ・水資源分野は公共調達が主体であり、資金力が低 	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>くコスト意識の高い相手国政府の理解を取り付ける必要があるが、一方で、質は高いものの価格競争力等の理由から、水インフラ分野の海外市場における本邦事業者のシェアが1%に満たない現状がある。さらに令和2年度に引き続きコロナ禍により海外渡航が困難である等悪条件もあったが、令和2年度を上回る以下の取組を拡大するとともに、外国政府機関等との直接交渉等を行って我が国事業者を参画につなげていくという難易度が高い業務について上述の成果を達成した。</p> <p>○専門的技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るODA案件の参画状況 令和2年度：5件 →令和3年度：6件</p> <p>○我が国事業者の参入の促進に資する調査等の受託状況 令和2年度：4件 →令和3年度：5件</p> <p>○本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された意見交換会の回数 令和2年度：10件 →令和3年度：37件</p> <p>これらの取組により、我が国事業者の海外展開の機会を拡大し、質的・量的にも成果を確保できたものと考えており、当該成果は中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	---

注) 表中、業務実績欄の [] 内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	ダム等建設業務		
		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	水資源機構法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度:「高」(国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。)</p> <p>難易度:「高」(① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。)</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	
思川開発事業進捗率 (実績値)	—	49.2%	50.6%	53.2%	63.3%	71.2%			予算額 (千円)	50,797,520	52,892,355	35,279,516	28,820,905
川上ダム建設事業進捗率 (実績値)	—	58.3%	60.0%	66.3%	77.2%	85.9%			決算額 (千円)	45,621,426	42,678,311	38,645,723	27,272,713
小石原川ダム建設事業進捗率 (実績値)	令和元年度に工事を完成させる。	47.4%	68.8%	※1	—	—			経常費用 (千円)	484,182	718,912	714,645	8,079,867
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生 (奈良俣ダム関係) 事業進捗率 (実績値)	—	—	—	—	16.0%	37.9%			経常利益 (千円)	—	—	—	—
早明浦ダム再生事業進捗率 (実績値)	—	—	0.8%	1.7%	3.3%	6.4%			行政コスト (千円)	213,281	725,302	714,645	8,079,867
									従事人員数	279	262	223	220

〈定量目標〉小石原川ダム建設事業：令和元年度に工事を完成させる。

〈指標〉思川開発事業進捗率、川上ダム建設事業進捗率、藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業 (奈良俣ダム関係) 進捗率、早明浦ダム再生事業進捗率 (進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額)

※1：ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完成させた (指標によらず定量目標に対して記載)

(注1) ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注2) 従事人員数は、1月1日時点。

(注3) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		<p>ダム等建設業務を着実に推進する。このうち、小石原川ダム建設事業については令和元年度に工事を完成させる。(定量目標)</p> <p>また、思川開発事業については令和6年度まで、川上ダム建設事業については令和4年度まで、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)については令和4年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p>		<p><定量目標> 小石原川ダム建設事業 令和元年度に工事を完成させる。</p> <p><指標> 思川開発事業進捗率 川上ダム建設事業進捗率 藤原・奈良俣再編ダム再生(奈良俣ダム関係)事業進捗率 早明浦ダム再生事業進捗率</p> <p><評価の視点> ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 事業費・工程管理の充実 ・各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。</p> <p>イ. ダム等建設事業の進捗 ・思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事等を継続して実施した。ダム本体工事は11月に盛立工事を開始し、導水路工事は10月に掘削に着手するなど、事業の主要工事全てに着工し事業を進捗させた(令和3年度末までの事業進捗率:71.2%)。 ・川上ダム建設事業は、ダム本体工事ではコンクリート打設を4月に完了させ順調に工事を進捗させた。このほか、流入水バイパス工事、ダム周辺整備工事等を継続して実施し進捗させた(令和3年度末までの事業進捗率:85.9%)。 ・藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)は、令和3年2月に契約した洪水放流設備改良工事においてゲート設備の工場製作を実施するなど事業を進捗させた(令和3年度末までの事業進捗率:37.9%)。 ・早明浦ダム再生事業は、本体工事の着手に必要な工事用道路等の準備工事に着手した。また、再生事業に必要な用地の取得を完了したほか、減電補償等に関わる協議、環境調査・地質調査等を継続して実施し、事業を進捗させた(令和3年度末までの事業進捗率:6.4%)。</p> <p>ウ. 事業廃止に伴い追加的に必要となる工事の実施 ・丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。</p> <p>エ. ダム等事業の事業評価 ・公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、令和3年度は木曾川水系連絡導水路事業と川上ダム建設事業の2件の事業評価を実施した。2事業とも、国土交通省により「継続」とする対応方針が8月26日に決定された。 ・木曾川水系連絡導水路事業については、引き続き、検証作業の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進めた。 〔以上1-2-1(1) ① pp.74~76,78〕</p> <p>オ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化 ・事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともにCIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 ・南摩ダム(思川開発)では、経験豊富な専門家から構成するCFRD(表面遮水壁型ロックフィルダム)技術検討会を開催し、経済性も含め、より一層の合理化を図るとともにCFRD建設技術を確立し、その進捗・発展を図るため、指導・助言を得て、設計・施工の最適化に取り組んだ。導水路トンネルの施工では、学識者・専門家から構成する思川開発事業導水路トンネル施工技術検討会を開催し、専門的な見地から指導・助言を得て、トンネル沿線の地下水利用実態を考慮した施工方法の最適化に取り組んだ。山岳道路工事では、急峻</p>	<p><評定と根拠> 評定:B</p> <p>・各ダム建設事業においては、コスト縮減や工程管理の観点から助言等を得て、着実な事業進捗を図った。</p> <p>・思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事等を継続して実施した。事業の主要工事全てに着工し事業を進捗させた。川上ダム建設事業は、ダム本体工事を順調に進捗させたほか、流入水バイパス工事、ダム周辺整備工事等を継続して実施し事業を進捗させた。藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)は、ゲート設備の工場製作を実施するなど事業を進捗させた。早明浦ダム再生事業は、本体工事の着手に必要な工事用道路等の準備工事に着手した。また、再生事業に必要な用地の取得を完了したほか、減電補償等に関わる協議、環境調査・地質調査等を継続して実施し、事業を進捗させた。</p> <p>・公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、木曾川水系連絡導水路事業と川上ダム建設事業の2件の事業評価を実施し、2事業とも、国土交通省により「継続」とする対応方針が決定された。木曾川水系連絡導水路事業については、引き続き、検証作業の進捗を図るべく必要な検討を進めた。</p> <p>・南摩ダム(思川開発)では、表面遮水壁型ロックフィルダム技術検討会を開催し、経済性も含めた</p>	<p>評定</p>
(1) 計画的で的確な施設の整備 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に付帯する業務についても、的確な実施に努めること。 ② 事業進捗に必要な予算の確保が難しい場合は、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組みとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理に努める。 また、自然災害等が発生した場合には、工期の遅延や事	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。 ① ダム等事業については、用地補償を含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。					

	<p>業費の増嵩を極力軽減するとともに、業務に支障のない範囲で関係機関等の被害軽減に努める。</p> <p>② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ確かな実施に努める。当該中期目標の期間に完成を予定する小石原川ダム建設事業の計画的かつ確かな実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度及びダム建設調整費制度を活用する。</p> <p>特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金(以下「交付金」という。)及び機構法第35条に規定する補助金(以下「補助金」という。)の一部に相当する資金を支弁する。</p> <p>ダム建設調整費制度においては、交付金、機構法第25条第1項に規定する水道の用に供する者が負担する負担金及び補助金の一部に相当する資金に充てるため、機構法第32条に基づく長期借入金をする。</p> <p>なお、上記により支弁した資金及び長期借入金を充てた資金については、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収及び長期</p>	<p>せる。藤原・奈良俣再編ダム再生(奈良俣ダム関係)事業では、容量振替に伴う放流設備の改良を実施する。</p> <p>また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p> <p>さらに、木曽川水系連絡導水路事業及び川上ダム建設事業については、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえて治水に係る事業評価を適切に実施する。</p> <p>なお、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく事業評価(ダム検証)を実施中の木曽川水系連絡導水路事業については、中部地方整備局と共同してダム検証に係る検討を行う。</p> <p>② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 小石原川ダム建設事業において、平成30年度、令和元年度に特定事業先行調整費制度を活用し支弁した資金のうち2,582百万円を回収するとともに、平成30年度にダム建設調整費制度を活用して借入れた資金のうち、1,196百万円の償還を行う。</p> <p>④ 思川開発事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として行っているダム建設に附帯する付替道路工事を完成させ、これを引き渡す。</p> <p>また、丹生ダムにおいては、ダム建設事業廃止に伴う道</p>	<p>で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム(NETIS)を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上ダムでは、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築しており、構造物の設計照査、地質スケッチ図の3次元化及び基礎処理データの可視化による基礎地盤情報と施工実績対比によるグラウチング効果の検証、管理設備の異業種工事(土木・機械設備・電気通信設備)間でのフロントローディング、工事進捗に応じた施工管理データ等の蓄積、構造物モデルの追加・更新を行った。また、試験湛水時の各種観測データの蓄積、経時変化等の状況が確認できるよう改良した。 早明浦ダム再生事業では、増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化することで、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画が、より精度の高い内容となった。また、3次元モデルに時間情報を付与した4次元モデル作成による施工ステップの可視化に加え、3次元モデルを用いた工事数量算出に取り組んだ。放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程では、学識者・専門家で構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を2回開催し、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得て、設計・施工計画の最適化に取り組んだ。 <p>[1-2-1(1) ② pp. 76~77, 79]</p> <p>カ. 特定事業先行調整費制度を活用し支弁した資金の回収等</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費を活用し支弁した資金のうち、令和3年度に回収すべき金額について、計画通り回収を実施した。また、ダム建設調整費を活用し借入れた資金の償還を令和3年度から開始し、令和3年度分の1,196百万円の償還を計画どおり実施した。 <p>[1-2-1(1) ③ p. 77, 79]</p> <p>キ. 水源地域の振興及び生活再建対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を基本協定等に基づく関係県からの委託等を受けて実施した。そのうち、付替県道上久我栃木線については、工事を完了させた。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を実施した。 <p>[1-2-1(1) ④ p. 77~78, 79]</p> <p>ク. 事業に附帯する業務的的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 思川開発事業及び丹生ダム建設事業廃止に伴い実施する道路整備において、関係県からの委託を受けて道路付替や道路拡幅の工事を的確に実施した。 <p>[1-2-1(1) ⑤ p. 78, 79]</p> <p>ケ. 既設ダムの有効利用に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 早明浦ダム再生事業では、全体工事施工計画の検討等を加速させ、本体工事着工に向けた先行工事等の入札契約手続を開始するなど事業を着実に進めた。藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)では、改築するクレストゲートの工場製作を完了し、現地作業に着手する準備が整い、令和5年3月の事業完了に向けて事業進捗を図るなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 <p>流域の洪水被害軽減を目的とした既存ダムの有効活用についてモデルダムを選定し、治水機能向上等の検討を継続して実施した。</p> <p>コ. i-Construction & Management の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上ダム建設事業では、設計、施工、維持管理へ一貫したC 	<p>より一層の合理化とその建設技術の最適化に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上ダムでは、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築しており、構造物の設計照査、地質スケッチ図の3次元化、基礎地盤情報と施工実績対比によるグラウチング効果の検証等を行った。 早明浦ダム再生事業では、増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化することで、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法等が、より精度の高い内容となった。放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程では、学識者等で構成する技術検討会の指導・助言を得て、設計・施工計画の最適化に取り組んだ。 小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費を活用し支弁した資金のうち、令和3年度に回収すべき金額について、計画通り回収した。また、ダム建設調整費を活用し借入れた資金の償還を令和3年度から計画どおり開始した。 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を関係県からの委託等に基づき実施した。丹生ダムにおいては、道路整備を実施した。附帯する業務についても的確に実施した。 早明浦ダム再生事業では、本体工事着工に向けた先行工事等の入札契約手続を開始するなど事業を着実に進めた。藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係) 	
--	---	--	---	--	--

<p>(2)ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p>	<p>借入金の償還を完了する。 ④ ダム等事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。</p> <p>(2)ダム再生の取組 近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組について、計画的かつ確かな事業執行を図る。また、i-Construction & Managementの推進を図り、技術の向上によって開発された成果を積極的に活用し、建設段階の情報を維持管理で効果的・効率的に活用する取組や、ダム管理用発電の導入等を進める。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p>	<p>路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。</p> <p>(2)ダム再生の取組 近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組について、計画的かつ確かな事業執行を図る。また、i-Construction & Managementの推進を図り、技術力の向上によって開発された成果を積極的に活用し、建設段階の情報を維持管理で効果的・効率的に活用する取組や、ダム管理用発電の導入に向け、引き続き、事業の段階に応じた取り組みを進める。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p>		<p>IMを構築し、維持管理段階で必要とされる建設段階の情報を閲覧可能とし、観測・蓄積データを効果的に可視化する機能を付加するなど、建設段階の情報を維持管理段階で効果的・効率的に活用する取組を進めた。</p> <p>サ. ダム管理用水力発電の導入に係る検討 ・思川開発事業（南摩ダム）では、ダム管理用水力発電設備の導入に向けた施設設計を実施し、川上ダム建設事業では、ダム管理用水力発電設備の設置を完了させた。 〔以上1-2-1(2) pp.80～81〕</p> <p>シ. 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） ・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）業務は生じなかった。 〔1-2-1(3) p.82〕</p>	<p>では、改築するクレストゲートの工場製作を完了し、現地作業に着手する準備が整うなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 流域の洪水被害軽減を目的とした既存ダムの有効活用についてモデルダムを選定し、治水機能向上等の検討を継続して実施した。</p> <p>・川上ダム建設事業では、設計、施工、維持管理プロセスにおいてCIMを構築し、維持管理段階で必要とされる建設段階の情報を閲覧可能とするなど、建設段階の情報を維持管理段階で効果的・効率的に活用する取組を進めた。</p> <p>・思川開発事業（南摩ダム）では、ダム管理用水力発電設備の導入に向けた施設設計を実施し、川上ダム建設事業では、ダム管理用水力発電設備の設置を完了した。</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	--	--	---	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	用水路等建設業務		
		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	水資源機構法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度:「高」(国民生活・経済にとって特に重要な 7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。)</p> <p>難易度:「高」(複雑かつ高度な水利用が行われている 7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365 日 24 時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。)</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	
群馬用水緊急改築事業進捗率 (実績値)	平成 30 年度に事業を完了させる。	78.1%	事業完了		—	—			予算額 (千円)	22,751,129	15,525,932	16,145,093	12,944,193
房総導水路施設緊急改築事業進捗率 (実績値)	令和 2 年度に事業を完了させる。	55.4%	73.2%	84.6%	事業完了	—			決算額 (千円)	16,444,717	16,355,388	17,762,642	14,904,261
木曾川右岸緊急改築事業進捗率 (実績値)	令和 2 年度に事業を完了させる。	—	73.3%	89.1%	事業完了	—			経常費用 (千円)	239,912	89,687	7,706,797	846,805
利根導水路大規模地震対策事業進捗率 (実績値)	—	—	46.4%	60.7%	74.5%	78.6%			経常利益 (千円)	—	—	—	—
豊川用水二期事業進捗率 (実績値)	—	18.3%	27.2%	35.1%	44.0%	53.4%			行政コスト (千円)	152,111	89,687	7,706,797	846,805
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率 (実績値)	—	—	24.5%	57.9%	86.4%	96.0%			従事人員数	183	172	189	172
福岡導水路施設地震対策事業進捗率 (実績値)	—	—	0.1%	2.2%	4.6%	7.8%							
成田用水施設改築事業進捗率 (実績値)	—	—	—	3.8%	8.5%	14.2%							
香川用水施設緊急対策事業進捗率 (実績値)	—	—	—	—	7.9%	55.3%							

〈定量目標〉群馬用水緊急改築事業：平成30年度に事業を完了させる
房総導水路施設緊急改築事業：令和2年度に事業を完了させる
木曾川右岸緊急改築事業：令和2年度に事業を完了させる

〈指標〉利根導水路大規模地震対策事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率、福岡導水路施設地震対策事業進捗率、成田用水施設改築事業進捗率、香川用水施設緊急対策事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

（注1）木曾川右岸緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第1回計画変更後の総事業費をもとに算出している。これに伴い、これらの事業にかかる「前中期目標期間最終年度値」については「－」表示としている。

（注2）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注3）従事人員数は、1月1日時点。

（注4）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。</p>	<p>用水路等建設業務を着実に推進する。このうち、群馬用水緊急改築事業については平成30年度、房総導水路施設緊急改築事業及び木曾川右岸緊急改築事業については令和2年度までに事業を完了させる。(定量目標)</p> <p>また、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度まで、福岡導水路施設地震対策事業については令和14年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、香川用水施設緊急対策事業については、令和6年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>(1) 計画的で的確な施設の整備 別表3「用水路等事業」に掲げる9施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的</p>	<p>(1) 計画的で的確な施設の整備 別表3「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。 ① 用水路等事業については、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、事業費・工程の適正な管理に努め、別表3に掲げる6事業(利根導水路大規模地震対策、豊川用水二期、愛知用</p>	<p><定量目標> 群馬用水緊急改築事業 平成30年度に事業を完了させる。 房総導水路施設緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。 木曾川右岸緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。</p> <p><指標> 利根導水路大規模地震対策事業進捗率 豊川用水二期事業進捗率 愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率 福岡導水路施設地震対策事業進捗率 成田用水施設改築事業進捗率 香川用水施設緊急対策事業進捗率</p> <p><評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 事業制度の創設・拡充の取組 ・水資源機構かんがい排水事業の事業実施要件を満たしていない支線水路等の更新・耐震対策や、貯留機能や通水機能が低下している水路(クリーク)の災害防止対策について、必要性を整理した上で農林水産省に提案・調整した結果、同事業での実施が可能となった。</p> <p>イ. 事業費・工程管理の充実 ・適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。</p> <p>ウ. 用水路等建設事業の進捗 ・利根導水路大規模地震対策事業では、利根大堰等の堰構造物及びゲート設備等耐震補強を実施し、朝霞水路で宗岡水路の耐震補強等を実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 78.6%)。 ・豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路の改築工事等を継続して実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 53.4%)。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業では、三好池堤体耐震補強工事を完成させるとともに、三好支線水路改築工事を継続して実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 96.0%)。 ・福岡導水路施設地震対策事業では、基山調圧水槽耐震補強工事を完成させるとともに、2号トンネル併設水路工事を継続して実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 7.8%)。 ・成田用水施設改築事業では、幹線水路(管路)の弁類等の更新工事、ファームボンド分画化工事を継続して実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 14.2%)。 ・香川用水施設緊急対策事業では、高瀬支線水路改築工事を継続して実施した(令和3年度末までの事業進捗率: 55.3%)。 〔以上1-2-2(1) ① pp. 84~88, 91~92〕</p> <p>エ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化 ・事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、既成管挿入工法による既設トンネルの耐震対策において、トンネル直線区間の内挿管を従来使用していた鋼管からPN型ダクタイル鋳鉄管に見直しコスト縮減を図った。 〔1-2-2(1) ② p. 88, 92〕</p> <p>オ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施 ・東京都水道局の委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、1件の移設工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ的確な進捗を図った。 〔1-2-2(1) ③ p. 88~89, 92〕</p> <p>カ. 水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等 ・利根導水路大規模地震対策事業では、利根大堰の調節1号、2号ゲート及び土砂吐き2号ゲートについて、開閉装置更新及び扉体整備を実施した。 ・成田用水施設改築事業では、新川揚水機場及び小泉揚水機場</p>	<p><評定と根拠> 評定: B</p> <p>・事業実施要件を満たしていない施設の更新・耐震対策や、水路(クリーク)の災害防止対策について、必要性を整理した上で農林水産省に提案・調整し、同事業での実施が可能となった。</p> <p>・適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも学識経験者等からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。</p> <p>・利根導水路大規模地震対策事業では、利根大堰等の堰構造物及びゲート設備等耐震補強を実施し、朝霞水路で宗岡水路の耐震補強等を実施した。豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路の改築工事等を継続して実施した。愛知用水三好支線水路緊急対策事業では、三好池堤体耐震補強工事を完成させるとともに、三好支線水路改築工事を継続して実施した。福岡導水路施設地震対策事業では、基山調圧水槽耐震補強工事を完成させるとともに、2号トンネル併設水路工事を継続して実施した成田用水施設改築事業では、幹線水路(管路)の弁類等の更新工事、ファームボンド分画化工事を継続して実施した。香川用水施設緊急対策事業では、高瀬支線水路改築工事を継続して実施した。</p> <p>・事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。</p>	<p>評定</p>	

	<p>かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理に努める。</p> <p>② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ確かな実施を図る。</p> <p>④ 水路等施設の電気・機械設備について、改築事業における老朽化対策では、設備の更新・整備を実施する。また、大規模地震対策では、設備の補強改造を実施する。</p> <p>⑤ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>⑥ 改築事業の必要性や改築技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。</p>	<p>水三好支線水路緊急対策、福岡導水施設地震対策、成田用水施設改築及び香川用水施設緊急対策)について、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に事業を進捗させる。</p> <p>また、木曾川右岸施設緊急改築事業について、事後評価を適切に実施する。</p> <p>② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 2件の受託事業(朝霞水路2号沈砂池耐震化及び成田用水移設)について、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ確かな実施を図る。</p> <p>④ 利根導水路大規模地震対策事業では、耐震性能を確保するため、前年度に引き続き、利根大堰調節1、2号ゲート及び土砂吐き2号ゲートの整備を実施する。</p> <p>成田用水施設改築事業では、用水の安定供給と設備の機能回復を図るため、新川揚水機場ポンプ設備及び小泉揚水機場ポンプ設備の設計を実施する。</p> <p>⑤ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>⑥ 改築事業の必要性や改築技術について、地域住民等や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。</p>	<p>の特別高圧設備及びポンプ設備の改修に係る実施設計を計画どおり進捗させた。 〔1-2-2(1) ④ pp. 89～90, 92〕</p> <p>キ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 香川用水施設緊急対策では、高瀬支線水路の通水停止を伴う工事の実施にあたり、水道用水供給は継続し、農業用水については、ため池貯留水により確保することで利水者調整を進め、計画的に事業を進捗させた。 〔1-2-2(1) ⑤ pp. 90, 92〕 <p>ク. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民、関係利水者等への情報提供を行い、事業についてより深い理解を得た。 〔1-2-2(1) ⑥ pp. 91, 92〕 	<p>香川用水施設緊急対策事業では、既設トンネルの耐震対策において、コスト削減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、1件の移設工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ確かな進捗を図った。 利根導水路大規模地震対策事業では、開閉装置更新及び扉体整備を実施した。成田用水施設改築事業では、各揚水機場の特別高圧設備及びポンプ設備の改修に係る実施設計を計画どおり進捗させた。 香川用水施設緊急対策では、高瀬支線水路の通水停止を伴う工事の実施にあたり、利水者調整を進め、計画的どおり事業を進捗させた。 各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民、関係利水者等への情報提供を行い、事業についてより深い理解を得た。 難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	---	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

用水路等建設業務において複数年度に亘り実施している工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費（注1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 106,533,611 千円	110,972,512 千円	106,533,611 千円	106,533,611 千円	106,533,611 千円	106,533,611 千円		令和3年度計画は、平成29年度から4%縮減
事業費（注1） （実績値）	年度計画値の100%	—	102,111,560 千円	95,880,484 千円	91,790,232 千円	93,084,146 千円		—
上記縮減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前 中期目標期間最終年度実績値 （110,972,512 千円）から4%縮減	—	8.0%	13.6%	17.3%	16.1%		—
達成度	年度計画の縮減率に対する実績縮減 率	—	200%	340%	430%	400%		—
一般管理費（注 2）（計画値）	今中期目標期間最終年度値 978,460 千円	1,111,887 千円	1,089,649 千円	1,022,936 千円	989,579 千円	978,460 千円		令和3年度計画は、平成29年度から12%削減
一般管理費（注 2）（実績値）	年度計画値の100%	—	1,089,433 千円	1,022,474 千円	988,871 千円	978,450 千円		—
上記削減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前 中期目標期間最終年度実績値 （1,111,887 千円）から12%削減	—	2.0%	8.0%	11.1%	12.0%		—
達成度	年度計画の削減率に対する実績削減 率	—	100%	100%	100%	100%		—

（注1）事業費については、新築・改築事業費を除く。

（注2）一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 業務運営の効率化等</p> <p>① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。施設管理や建設事業の遂行に必要な体制を維持しつつ、調査・計画を機動的に実施できる適切な組織体制を構築すること。</p> <p>② 災害発生時等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、引き続き支社局等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう随時見直しを行うこと。</p> <p>③ 国からの運営費交付金によらず、治水交付金や国庫補助金、利水者負担金等により運営している。</p> <p>業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行い、事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して4%縮減すること。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して12%削減すること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化等</p> <p>業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。</p> <p>① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理等を機動的に実施できる組織体制を構築する。</p> <p>② 組織体制については、緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、事業の進捗状況を踏まえ適正となるよう、随時見直す。</p> <p>③ 事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%縮減する。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き12%削減する。</p> <p>④ 職員の創意工夫による業務改善を促し、業務運営の効率化と経費の削減を推進する。</p> <p>また、理事長と事務所長等との意見交換を全支社局で、副理事長・理事と事務所の意見交換を実施し、職員の職務の重要性の認識の向上を図る。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化等</p> <p>業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。</p> <p>① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理等を機動的に実施できる組織体制を構築する。</p> <p>② 組織体制については、緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、事業の進捗状況を踏まえ適正となるよう、随時見直す。</p> <p>③ 事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%縮減する。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き12%削減する。</p> <p>④ 職員の創意工夫による業務改善を促し、業務運営の効率化と経費の削減を推進する。</p> <p>また、理事長と事務所長等との意見交換を全支社局で、副理事長・理事と事務所の意見交換を実施し、職員の職務の重要性の認識の向上を図る。</p>	<p><年度計画達成目標></p> <p>・事業費については、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%縮減する。</p> <p>・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、効率的な運用により第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き12%削減する。</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 適切な組織体制の構築等</p> <p>・計画的な要員配置の見直しや繁忙期にある事業等に重点的に人員配置を行うなど、事業の進捗状況や業務量の変化に応じて、適正な規模となるよう組織体制の見直しを随時行った。 [2-1(1) ①② pp. 93~94]</p> <p>イ. 事業費の縮減</p> <p>・事業費（新築・改築事業費を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、平成29年度と比較して16.1%縮減し、年度計画に掲げる目標を達成した。</p> <p>ウ. 一般管理費の削減</p> <p>・さらに、一般管理費についても、効率的な運用を図ることにより、平成29年度と比較して、消費税率の引き上げに係る影響を除き12%削減し、年度計画に掲げる目標を達成した。 [以上2-1(1) ③ p. 94]</p> <p>エ. 職員の創意工夫を活かした業務改善等</p> <p>・業務改善に関する取組や創意工夫した取組、尽力した取組等の発表を行い、業務改善の推進・定着を図るとともに職員の業務改善意識の向上により、効率的な業務運営に寄与することを目的とした業務推進発表会を12月に開催した。この発表会は若手職員のアイデアを吸い上げる効果的な機会にもなった。</p> <p>・役員が全支社局及び7事務所に出向いて職員と現場における課題等について意見交換を行い、職員が自らの職務の重要性についての認識の向上を図った。 [2-1(1) ④ p. 94]</p> <p>オ. 公正かつ透明な調達手続等に関する取組</p> <p>・公正かつ透明な調達手続等に関する取組として、契約監視委員会による随意契約の点検を受けるとともに、「令和3年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」の策定・公表及び年度終了後の評価・公表を行った。</p> <p>・また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつ、随意契約の厳格な運用、契約監視委員会や入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受けることにより、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 [2-1(2) pp. 95~96]</p> <p>カ. 管理業務におけるICT等の活用</p> <p>・i-Construction & Managementの推進を図るため、「新たな情報管理技術小委員会」の下で、管理における業務効率化・高度化に効果的な試行技術として、ヘッドマウンドディスプレイによる遠方支援やアユ廻上数自動係数システム等を導入し、これらの技術が安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化の観点から有効であり、経営環境の改善に寄与する技術であることを確認した。</p> <p>キ. 一般事務業務におけるICT等の積極的な活用</p> <p>・一般事務業務においても業務の効率化及び簡素化を図り、経営環境を改善するため、WEB会議システムの活用を推進した（令和3年度は6,396回）。令和3年8月の前線による大雨対応では、各支社局と本社との情報伝達にWEB会議システ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・事業の進捗状況や業務量の変化に応じて、適正な規模となるよう組織体制の見直しを随時行った。</p> <p>・事業費（新築・改築事業費を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、年度計画に掲げる目標を達成した。また一般管理費についても、効率的な運用を図ることにより、年度計画に掲げる目標を達成した。</p> <p>・業務改善に関する取組や創意工夫した取組等の発表や業務改善の推進・定着等とともに役員が職員と現場における課題等について意見交換を行い、職員が自らの職務の重要性についての認識の向上を図った。</p> <p>・契約監視委員会による随意契約の点検を受けるとともに、「令和3年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」の策定・公表及び年度終了後の評価・公表を行った。また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつ、随意契約の厳格な運用、契約監視委員会等による入札、契約手続の点検を受けることにより、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した</p> <p>・i-Construction & Managementの推進を図るため、管理における業務効率化・高度化に効果的な試行技術を導入し、これらの技術が安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化の観点から有効であり、経営環境の改善に寄与する技術であることを確認した。</p>	<p>評定</p>

<p>(2) 調達合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>引き続き、一般競争入札等を原則としつつ、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p>(2) 調達合理化</p>	<p>(2) 調達合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況の評価・公表を行う。また、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>		<p>ムを活用し、図面、写真等の情報を共有するとともに、現場での対応状況の報告、本社防災本部からの指示・連絡等にも活用し、情報共有の迅速化及び業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム、固定資産管理システム及び電子入札システムを的確に運用し、業務運営の効率化を図った。 <p>ク. 建設事業におけるICTの積極的活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設事業における個別プロジェクトについては、労働環境向上や監督業務の効率化を踏まえ、以下の取組を行った。 川上ダム建設事業では、基礎処理工において、各施工状況や施工済データをクラウドサーバーにてリアルタイムに閲覧可能とする機能、WEBカメラを用いた遠隔臨場機能が一元的に集約された「クラウド管理システム」の利用等により出来高管理水準を確保した効率的な施工監理や、機構職員の現場への移動時間を縮減することによる監督業務の効率化を実現した。 思川開発事業導水路工事では、3次元起工測量データを基に現地形及び対象構造物の3次元モデルを作成し、定期UAV空中写真撮影による全体工事把握、24時間稼働のWEBカメラによる各施工エリアでの施工状況確認・監視システムを整備し、これらを統合した工事マネジメントプラットフォーム(導水路工事)を構築した。これにより、リアルタイムに工事関係者間で現場状況を把握・確認することが可能となり、工事監督業務の効率化、生産性向上が図られた。 豊川用水二期事業では、AIを活用したトンネル肌落ち予測システムの構築により、肌落ちへの事前警戒や補助工法の準備を早期に着手することが可能となり、日掘削速度や安全性が向上した。また、ビデオ通話アプリによる遠隔臨場の取組を行うことにより、長大な水路トンネル工事における地質変化点の確認等に係る移動時間の短縮や複数の監督員の目線でのチェックが可能となったことで、監督業務の効率化が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般事務業務においてもWEB会議システムの活用を推進した。令和3年8月の前線による大雨対応では、各支社局と本社との情報伝達にWEB会議システムを活用し、情報を共有するとともに、現場での対応状況の報告、本社防災本部からの指示・連絡等にも活用し、情報共有の迅速化及び業務の効率化を図った。また、総合文書管理、人事総合、経理等の各システムを的確に運用し、業務運営の効率化を図った。 	
<p>(3) ICT等の活用 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等の充実を図ること。</p> <p>また、建設事業については、ICTの積極的活用及びi-Constructionの推進等により生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業の計画的な実施及び利水者等の関係者間の連携強化等により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図ること。</p>	<p>(3) ICT等の活用</p>	<p>(3) ICT等の活用 設備の操作等の管理業務、WEB会議、電子決裁、資産管理の各システムの活用等一般事務業務においてもICT等を積極的に活用し、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び簡素化を図り、経営環境を改善する。</p> <p>建設事業は、ICTの積極的活用及びi-Construction & Managementの推進等により生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業の計画的な実施及び利水者等の関係者間の連携強化等により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。</p>		<p>ケ. 水資源機構DX推進プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、的確に課題解決を図るため、各々の業務へのICTの活用等をさらに推進するとともに、業務や組織、職員の働き方等あらゆる分野で変革を図る「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を9月に策定・公表した。既存のi-Construction & Management等に係る「新たな情報管理技術小委員会」等の取り組みを発展的に取り込みつつDXに係る取り組みを推進するための体制を構築するとともに、各分野における生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化を図ること目的とした個別プロジェクトを策定した。 <p>〔以上2-1(3) pp.97~104〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 川上ダム建設事業では、基礎処理工において、各施工状況や施工済データをクラウドサーバーにてリアルタイムに閲覧可能とする機能、「クラウド管理システム」の利用等により出来高管理水準を確保した効率的な施工監理や、機構職員の現場への移動時間を縮減することによる監督業務の効率化を実現した。 思川開発事業導水路工事では、3次元起工測量データを基に現地形及び対象構造物の3次元モデルを作成し、24時間稼働のWEBカメラによる各施工エリアでの施工状況確認・監視システム等を整備し、工事マネジメントプラットフォーム(導水路工事)を構築することで、リアルタイムに工事関係者間で現場状況を把握・確認することが可能となり、工事監督業務の効率化、生産性向上が図られた。 豊川用水二期事業では、AIを活用したトンネル肌落ち予測システムの構築により、補助工法の準備等を早期に着手することが可能となり、日掘削速度や安全性が向上した。また、ビデオ通話アプリによる遠隔臨場の取組を行うことにより、長大な水路トンネル工事に 	

						<p>における移動時間の短縮や複数の監督員の目線でのチェックが可能となり、監督業務の効率化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、的確に課題解決を図るため、業務や組織、職員の働き方等あらゆる分野で変革を図る「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を9月に策定・公表した。令和3年度は既存の i-Construction & Management 等に係る取り組みを発展的に取り込みつつ、DXに係る取り組みを推進するための体制を構築するとともに、各分野における生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化を図ること目的とした個別プロジェクトを策定した。 ・これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	---

注) 表中、業務実績欄の [] 内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途	
当該項目の重要度、難易度	—	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
収入予算現額（計画値）	—	—	164,935 百万円	167,668 百万円	162,322 百万円	145,421 百万円		—
収入決算額（実績額）	—	142,498 百万円	152,640 百万円	149,133 百万円	146,920 百万円	129,667 百万円		—
達成度	—	—	92.5%	88.9%	90.5%	89.2%		—
支出予算現額（計画値）	—	—	178,828 百万円	179,791 百万円	166,808 百万円	150,599 百万円		—
支出決算額（実績額）	—	151,507 百万円	160,452 百万円	153,162 百万円	146,831 百万円	131,950 百万円		—
達成度	—	—	89.7%	85.2%	88.0%	87.6%		—
不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	—	—	2 件	1 件	—	—		—
不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	—	—	3 件	—（注3）	—	—		—
達成度	—	—	150%	—（注3）	—	—		—

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）令和元年度においては処分手続きを行った件数はなく、平成30年度に独立行政法人通則法に則り処分手続きを実施した財産に係る国庫納付手続きを行った。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>第4期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき第4期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。</p> <p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達 機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行にあたっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産管理 保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について検討を行うこと。</p>	<p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。</p> <p>4 短期借入金の限度額</p> <p>5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>7 剰余金の使途</p>	<p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ① 財務内容の透明性確保と国民へのサービス向上のため、財務諸表等を公表し、事務所に備え置く。 ② 財投機関債の円滑な発行のため、機関投資家等向けの説明を行うとともに業務概要等をウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。</p> <p>4 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。</p> <p>5 保有財産は、適切な管理のうえ、施設管理等に支障が出ないよう留意しつつ必要性を検証し、必要性がなくなった場合は、独立行政法人通則法に則り処分手続きを行う。</p> <p>6 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法に則り処分手続きを行う。</p> <p>7 剰余金の使途 剰余金の使途は、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。</p>	<p><定量目標> -</p> <p><指標> -</p> <p><評価の視点> 適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。</p>	<p><主要な業務実績> 3. 予算に基づく業務運営、財務諸表等の公開 ・中期目標期間中に計画される事業量等により作成した年度計画における予算、収支計画及び資金計画に基づいて適正に事業を実施し、施工計画の見直し等による予算の繰越しはあるものの、円滑な事業進捗を図った。 [3 pp. 105~108, 109] ・財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトで公開するとともに、業務運営の透明性を確保するため、水資源債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機関投資家等への説明会の開催を適切に実施した。 ・水資源債券については、サステナビリティボンド(SDGs債)を継続発行した。機構事業の信頼性の高さから信用格付がAA+に維持されていることに加え、ESG投資に関心のある投資家からの需要が高まり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。 [3 ①②p. 109]</p> <p>4. 短期借入金の借入 ・事業の進捗状況に応じた交付金の受入等適切な資金繰りにより、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。 [4 p. 110]</p> <p>5. 不要と判断した財産処分の取組 ・適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき、保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。 また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件について、令和2年度に通則法の処分手続きを完了させ、令和3年度には、通則法に基づく国庫納付を完了させるなど、適切な資産管理に取り組んだ。 [5 p. 111]</p> <p>6. 不要財産以外の重要財産処分 ・令和3年度は、5に規定する財産以外の処分すべき重要な財産はなかった。 [6 p. 112]</p> <p>7. 剰余金の使途の整理 ・利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に充てるため、令和3年度の当期総利益について、全額を積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。 [7 p. 113]</p>	<p><評定と根拠> 評定：B(左記3. から7. までの各項目ともB)</p> <p>・年度計画における予算等に基づいて適正に事業を実施し、円滑な事業進捗を図った。</p> <p>・財務諸表等をウェブサイトで公開するとともに、水資源債券発行に係る情報等をウェブサイトへ更新し、機関投資家等への説明会を実施した。水資源債券については、サステナビリティボンド(SDGs債)を継続発行した。信用格付がAA+に維持されていることもあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。</p> <p>・適切な資金繰りにより、短期借入を行う必要はなかった。</p> <p>・不要財産の処分等の状況について確認を行った。また、中期計画別表7以外に不要と判断し処分手続きを完了した財産1件は、令和3年度に国庫納付を完了させるなど適切な資産管理を行った。</p> <p>・令和3年度の当期総利益全額を積立金として整理し適正に取り組んだ。</p> <p>・左記3. から7. までの各項目に係る取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定</p>

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
監事監査の実施 (計画値) (注1)	—	—	28 事務所	30 事務所	28 事務所	27 事務所		—
監事監査の実施 (実績値)	—	31 事務所	28 事務所	30 事務所	28 事務所	27 事務所		—
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—
特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 3 年度 : 100%	—	100%	100%	100%	100%		—
特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%	100%	100%	100%		—
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

(注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策など適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。</p> <p>また、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(1) 適切なリスク管理 各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るとともに、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、適切なリスク管理を行う。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスのさらなる推進を図る。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営</p> <p>(4) 業務成果の向上</p> <p>(5) 監査の実施</p>	<p>(1) 適切なリスク管理 ① リスクの現実化が想定される場合、リスク管理委員会を開催する。 ② PDCAサイクルによるリスク管理手法の継続的な向上及び更なる浸透。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 ① コンプライアンス推進月間(11月)を中心とした外部専門機関による法令遵守研修等、コンプライアンスアンケートの実施。 ② コンプライアンス取組状況等の倫理委員会への報告または審議。 ③ 全事務所のコンプライアンス推進責任者の支援等。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営 組織運営等に関する重要事項について、毎週役員会を開催し、必要に応じその結果を機構内に情報共有。</p> <p>(4) 業務成果の向上 年度途中に目標達成状況を2回確認し、機構のアセットマネジメントを活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。</p> <p>(5) 監査の実施 ① 計画に基づき監事監査を受け、必要に応じ臨時監査や、弁護士・公認会計士等との連携等により監事機能の発現を図る。 ② 決算報告書等</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点> コンプライアンス体制の強化や内部監査の適切な実施等が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 適切なリスク管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催した。また、令和2年4月7日の緊急事態宣言発出を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同感染症の感染防止対策等の審議・決定する対策本部会議を26回開催した。 ・PDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要及び重要リスクについては6ヶ月に1回、その他のリスクについては、年に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 ・布目ダム施設浸水事案の発生を踏まえ、各施設の損傷につながる浸水リスクを重要リスクとしてリスク管理票へ位置づけリスクの管理に取り組んだ。現場における取組として、作業実施状況の所内共有の徹底、リスクの見える化として「注意喚起」看板を明示したほか、所内勉強会を通じて職員への更なる浸透を図った。また、設備点検業務における取組の明記、点検業務受注者の業務計画書における点検孔の取扱いを明記するなど、業務方法の見直しを行った。 ・さらに、全国ダム系管理担当課長会議において、再発防止の注意喚起及び重大インシデントに繋がるリスクの抽出とリスク管理の徹底を指示するなど、再発防止を徹底した。 [8-1(1) ①② pp. 114~116] <p>イ. コンプライアンスのさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ399回開催、顧問弁護士による「独法におけるコンプライアンス」をテーマとした法令遵守研修、全職員に対するコンプライアンスアンケートの実施など、コンプライアンスのさらなる推進に取り組んだ。なお、ハラスメント関係の不適切事案が複数発生したことに鑑み、令和3年度においては、「ハラスメント防止・非違行為」をテーマとした顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 ・倫理委員会を2回開催し、外部有識者である委員の意見等を踏まえ、コンプライアンスの推進を始めとする内部統制の強化等に反映させた。 ・支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 [8-1(2) ①②③ pp. 117~119] <p>ウ. 業務執行等の重要事項に係る審議・報告と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。 [8-1(3) p. 120] 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会を2回開催し、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を26回開催した。 ・PDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、リスク管理の継続的な向上を図るため、全社でリスクモニタリングを行うことで、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付け等の見直しを行った。 ・布目ダム施設浸水事案の発生を踏まえ、各施設の損傷につながる浸水リスクを重要リスクとして位置づけたほか、リスクの見える化等を通じて職員への更なる浸透を図った。また、設備点検業務において、業務方法の見直しを行う等再発防止を徹底した。 ・本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を開催など、コンプライアンスの更なる推進に取り組んだ。令和3年度は不適切事案の発生を踏まえ、「ハラスメント防止・非違行為」をテーマに法令遵守研修を実施した。 ・倫理委員会を2回開催し、外部有識者である委員の意見等を内部統制の強化等に反映させた。 ・支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 ・役員会にて業務執行及び 	<p>評定</p>

	<p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバーテロに備えて業務の継続性を確保する等、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底・強化</p>	<p>について会計監査人の監査を受ける。</p> <p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 ① 一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 随意契約については、引き続き契約監視委員会の審議等、厳格な適用を図る。一者応札等については、更なる入札参加資格要件等の必要に応じた見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。 ② 入札・契約手続きについては、監事監査においてチェックを受け、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進等を実施し、入札談合等に関する行為の防止対策を徹底する。</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 ログ監視システムによる一括監視、サイバーテロに備えた情報セキュリティ対策を推進するとともに、セキュリティポリシーに基づく自己点検等を踏まえ、新たな対策を検討する。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底 文書整理月間における全職員への研修等を通じて、法人文書管理の徹底・強</p>	<p>エ. 業務成果の向上の資する取組 ・年度途中における目標の達成状況を2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構AMS(水資源機構アセットマネジメントシステム)を活用したPDCAサイクルの適切な運用を行った。業務改善に資する取組としては、「水路等施設管理支援システム」の改良・拡充等を行い、業務改善事例を各部室間で共有した。 〔8-1(4) p.121〕</p> <p>オ. 監事及び会計監査人による監査 ・内部統制の強化と説明責任の向上を図るため、監事及び会計監査人による監査を受けた。また、監事機能の万全な発現や内部監査の実効性の確保に取り組んだ。 〔8-1(5)①② pp.122~123〕</p> <p>カ. 契約手続きにおける競争性・透明性の確保 ・入札契約制度における競争性や透明性を確保するため、一般競争入札を基本とした発注を推進し、令和3年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで70.8%となった。 ・一者応札の改善については、一者応札となった案件を分析して同様の発注に際し要件緩和等を行ったほか、若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行、週休2日制工事の導入の試行の取組を継続して行い、他機関における工事成績・表彰実績等の評価の試行、建設キャリアアップシステム(CCUS)モデル工事の試行等を行ったことにより、令和3年度の一般競争入札における一者応札の割合は、47.2%となり、平成21年度(49.2%)に比べ2.0ポイント改善した。 ・入札・契約手続き等について、入札等監視委員会を2回開催して監視等を受けたほか、20事務所にて監事監査によるチェックを受けた。 ・「公共調達適正化について」に基づき、入札結果等をウェブサイトにより毎月公表した。 〔8-1(6) ①②③ pp.124~126〕</p> <p>キ. 入札談合防止対策の徹底 ・談合防止対策を推進するため、新任管理職研修等で談合防止に係る講義を実施し、事業者との応接方法や不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を定めた「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等を周知徹底し、役職員が入札談合を違法と認識し、関係法令等を再確認することにより、談合防止対策の徹底を図った。 〔8-1(7) p.127〕</p> <p>ク. 情報セキュリティ対策の推進 ・情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる不正プログラム監視、OS、アプリケーションソフト等の脆弱性に対応した修正プログラムの自動配付、USBデバイスの接続制限等確実なセキュリティ維持を図った。 ・事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査を行い、情報セキュリティポリシーに沿った包括的な対策を図ることで全職員等の情報セキュリティに対する意識向上と業務の継続性を確保した。 ・過去に発生したメール誤送信に対して、外部メール送信対策のためのソフトウェアの導入による対策の強化に加え、再発防止の取組として、情報セキュリティポリシー説明会での本インシデントの振り返りや、全職員等に対しメール利用上の留意点等について継続して周知徹底に取り組んだ。 〔8-1(8) p.128~129〕</p>	<p>組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行いその結果を支社局長等及び本社部署長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。</p> <p>・年度途中における目標の達成状況を2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステムを活用したPDCAサイクルの適切な運用を行った。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査を受けたほか、監事機能の万全な発現等に取り組んだ。</p> <p>・入札契約制度における競争性や透明性を確保するため、一般競争入札を基本とした発注を推進した。一者応札の改善に努めた。入札・契約手続き等については、入札等監視委員会を2回開催して監視等を受けたほか、20事務所にて監事監査によるチェックを受けた。「公共調達の適正化について」に基づき、入札結果等をウェブサイトにより毎月公表した。</p> <p>・新任管理職研修等で談合防止に係る講義を実施したほか、関係規定等を周知徹底することで談合防止対策の徹底を図った。</p> <p>・ログ監視システムによる不正プログラム監視、アプリケーションソフト等の脆弱性に対応した修正プログラムの自動配付等確実にセキュリティを維持したほか、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練等を行い、全職員等の情報セキュリティに対する意識向上と業務の継続性を確保した。 過去に発生したメール誤送信に対して、外部メール送信対策のためのソ</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム (W-EMS) の推進</p> <p>(12) 地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減</p> <p>(13) 環境物品等の調達</p>	<p>化を図る。</p> <p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人への再就職の状況、関連法人との間の取引等について情報を公開等の取組を進める。</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム (W-EMS) の推進 全事務所において、機構の独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づき環境保全の取組を着実に推進する。</p> <p>(12) 地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減 「温室効果ガスの排出抑制等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。</p> <p>(13) 環境物品等の調達 法律に基づきできる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努め、特定調達品目については、特定調達物品等を100%調達する。ただし、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>ケ. 法人文書管理の徹底・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。 また、全職員を対象に内閣府作成の公文書管理e-ラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。 [8-1(9) p.130] <p>コ. 関連法人との取引状況等についての情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連法人との関係の透明性を確保するため、関連法人の役員への再就職の状況について、ウェブサイトで公表した。また、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については該当がなかった。 [8-1(10) p.131] <p>サ. 環境マネジメントシステム (W-EMS) による環境保全の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境管理マニュアルに沿って、環境監査による点検等を実施し、機構独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づいて、環境保全の取組を推進した。 [8-1(11) pp.132~133] <p>シ. 温室効果ガスの排出削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備更新に際し、省エネ設備・機器の導入を17設備で実施した。この設備更新により、温室効果ガスの排出量は約62t-CO²/年の削減となった。 管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。さらに余剰となる電力を売電することで、電力会社が排出する温室効果ガスを約20,710t-CO²抑制し、温室効果ガスの排出抑制等の計画において目標とした18,360t-CO²以上の排出抑制に寄与した。 [8-1(12) pp.134~135] <p>ス. 環境物品等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。また、特定調達品目については、同方針に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。公共工事においては、同方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。 [8-1(13) pp.136~137] 	<p>ソフトウェアの導入による対策の強化に加え、説明会での本インシデントの振り返りや、全職員等に対しメール利用上の留意点等について継続して周知徹底し再発防止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書整理月間において、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。また、全職員を対象に法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。 関連法人の役員への再就職の状況について、ウェブサイトで公表した。なお関連法人との契約の状況については該当がなかった。 機構独自の環境マネジメントシステムに基づいて、環境保全の取組を推進した。 省エネ設備・機器の導入を17設備で実施したこと、また管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用により温室効果ガスの排出削減を推進し、さらに余剰電力を売電することで、温室効果ガスの削減、排出抑制に寄与した。 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、特定調達品目については、同方針の判断の基準を満たしたものを100%調達した。公共工事においては、同方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。 <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達</p>	
--	---	--	--	--	---	--

						<p>成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術の有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応するため、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関との連携等に努めること。	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダム・堰の点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路施設の管理技術の向上検討等を行う。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中</p>	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 ○ ダム施設については、治水・利水機能向上等のための再開発技術の体系的整理等、より精度の高い耐震性能照査手法等の体系的整理。</p> <p>○ 水路等施設については、水路附帯中小構造物の合理的な耐震対策工法の検討等。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 ① ダム・堰における健全性評価手法の実証実験の整理、ダムを含む大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術のとりまとめ。 ② 水路等施設の管理情報等の一元化・共有化が可能なシステムの運用、研究機関と連携した、維持管理技術の向上に関する調査及び研究。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上 施設管理及び整備に必要な用地の保全等を的確に実施するため、仮設備用地マニュアルの新規作成、関係機関と連携強化を通じた研修による内容の充実、用地補償技術の維持向上。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 ① 管理・建設技術</p>	<p><定量目標> —</p> <p><指標> —</p> <p><評価の視点> 機構の技術力の維持・向上の取組を着実に進めているか。他分野も含めた先進的技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 新築及び改築に係る技術の維持・向上 ・ダム等施設における治水・利水機能向上、長寿命化に向けた技術検討として、ダム再生事業における堤体・放流設備に関する技術的課題の検討、既存ダムや堰における長寿命化に向けた改築等の具体的な手法等についての体系的整理を行った。また、所要の耐震性能を確保できない施設について、より精度の高い耐震性能照査手法への適用性を検証するとともに、補修・補強工法について検討を進め、耐震対策技術の体系的整理を行った。</p> <p>・水路附帯中小構造物を対象としたケーブル制震工法について、本工法の実用化に向けた課題解決のための室内試験、設計・施工・管理要領のとりまとめを行うとともに、外部機関からの受託に向けた取組を実施した。 [8-2(1) pp. 138~139]</p> <p>イ. ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化 ・ダムの安全管理を支援するため、令和2年度に行った8ダムの定期検査の資料をダム等挙動点検結果データベースに登録した。</p> <p>・大型コンクリート構造物の健全性評価技術の高度化・体系化のため、実証実験の結果を踏まえ、とりまとめを行った。</p> <p>・ロックフィルダムの変形の近似式に基づいた安全管理手法について、精度向上を図るための挙動データ分析を実施した。ロックフィルダムの浸透量の評価手法に関しては、降水と浸透現象との関係が異なる複数のモデルダムについて分析検討を実施し、手法の一般化を行った。 [8-2(2) ① p. 140~141, 142]</p> <p>ウ. 水路施設の管理技術の向上検討等 ・防災時を含む巡視業務における現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化を図るとともに、施設管理の効率化・省力化を図ることを目的とした水路等施設管理支援システムの運用を進めつつ、システムの操作性や運用等に関する課題の把握、更なる機能拡充等を実施した。</p> <p>・(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、霞ヶ浦用水において、管水路からの漏水を早期発見できる技術の検証を行った。 [8-2(2) ② pp. 141~142]</p> <p>エ. 用地補償技術の維持・向上 ・既存の用地補償業務マニュアルの充実を進めたほか、関連するマニュアルを新規に作成した。</p> <p>・内部研修・勉強会においては、カリキュラムを見直すなど研修内容の充実を図った。また、外部研修については、可能な限り参加することで用地補償業務を担う人材の育成、技術力の維持・向上を図った。 [8-2(3) p. 143]</p> <p>オ. 技術4ヵ年計画 ・管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づき、調査・検討を行い、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>・ダム再生事業における堤体・放流設備に関する技術的課題の検討、既存ダムや堰改築等の具体的な手法等についての体系的整理を行った。また、所要の耐震性能を確保できない施設に、より精度の高い耐震性能照査手法への適用性を検証するとともに、耐震対策技術の体系的整理を行った。</p> <p>・水路附帯中小構造物を対象としたケーブル制震工法の実用化に向けた室内試験等を行うとともに、外部機関からの受託に向けた取組を実施した</p> <p>・大型コンクリート構造物の健全性評価技術の高度化・体系化のためのとりまとめを行った。</p> <p>・ロックフィルダムの安全管理手法について、精度向上を図るための挙動データ分析、複数のロックフィルダムモデルダムにおける分析検討通じた評価手法の一般化を行った。</p> <p>・巡視業務における現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化を図るとともに、水路等施設管理支援システムの運用を進めつつ、システムの操作性や運用等に関する課題の把握等を実施したほか、霞ヶ浦用水において、(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、管水路からの漏水を早期発見できる技術の検証を行った</p> <p>・既存の用地補償業務マニュアルの充実を進めたほ</p>	<p>評定</p>

	<p>で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することにより技術力の継承・発展に努めることと併せ、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>(5) 環境保全に係る技術の維持・向上 貯水池の水質保全対策や下流河川の環境保全対策について、運用データの蓄積・分析及び管理業務へのフィードバックを通じて、水質保全対策等の運用技術を維持・向上させ、一層の効率的・効果的な運用を行う。 また、新たな水質保全対策の効果や適用性についても評価を進める。</p> <p>(6) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水イン</p>	<p>の高度化等を目的とした「技術4ヵ年計画」に取り組むことにより、技術力の維持・向上に努める。</p> <p>② 積極的な特許等の取得による知的財産の蓄積を図る。</p> <p>③ 機構内の「技術研究発表会」の実施、現地研修会やダム防災操作等の研修を実施し、職員の技術力向上、人材育成及び技術情報の共有を図る。</p> <p>環境に対する意識と知識の向上のため、全事務所で環境学習会を開催し、その内容の充実を図るとともに、環境に関する研修等を開催する。</p> <p>④ 直近のダム等建設で培った設計等の細部技術の整理等現場での活用を通じた新たな知見やノウハウの収集、整理を進める。</p> <p>⑤ 技術情報データベースへのデータの蓄積を引き続き行い、技術の普及及び継承を図る。</p> <p>(5) 環境保全に係る技術の維持・向上 水質保全対策設備について、運用ルールに基づき運用し、課題等が生じた場合には、改善を図る。 また、新たな水質保全対策設備の実証実験結果から効果を検証し、その適用可能性を評価する。</p> <p>(6) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の維持・向上のため、</p>		<p>力の維持・向上に努めた。 〔8-2(4) ① pp. 144～146, 157〕</p> <p>カ. 特許等の取得による知的財産の蓄積 ・新たな特許権取得に向け、「発明名称：試験装置、土質材料の特性把握方法及び、締固め管理方法」（共同出願：鹿島建設（株）、（株）セントラル技研）、「水中仮締切り構造体及びその施工方法」（共同出願：日本工営（株））及び「漏水防止装置」（共同出願：アイシー（株））の3件について、特許庁へ出願し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構、東亜グラウト工業（株）と共同出願した「発明名称：既設管路の浮上防止構造及び工法」、（株）ユーテックと共同出願した「発明名称：ワイヤロープウインチ式のゲート開閉装置」の2件について特許権を取得し機構ウェブサイトで公表した。「著作物の題号：現在価値等価方式による償還利率算出プログラム」について、著作物に係る登録を行い、積極的に知的財産の蓄積に取り組んだことで、第3期中期目標期間の年平均1.4件上回る2件の特許権取得を達成した。 〔8-2(4) ② p. 146～148, 157〕</p> <p>キ. 職員の技術力の向上 ・技術研究発表会を全国5地区のブロックで開催し、その中から選ばれた優秀論文を本社で開催した技術研究発表会で発表した。発表論文20件のうち、「川上ダム本体建設工事における高速施工の実施」等6件の論文が表彰された。</p> <p>・国内の学会等において66題の論文等を発表し、「ダム防災操作訓練シミュレータ 新型シミュレータの開発と運用による防災操作技術向上」等の論文等11題が受賞したことにより（第3期中期目標期間の年平均受賞数6.6題）、機構の技術力に対する高い評価を得たと同時に発表の機会等を通じて職員の技術力の維持・向上を図った。</p> <p>ク. 現場を活用した現地研修会等の実施 ・各管内の現場等を活用し、若手職員等を対象とした現地研修会等を行い、講師の職員を含め技術力向上等を図った。</p> <p>ケ. ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修 ・ダム防災操作に携わる技術系の管理職等を対象として、異常洪水時防災操作訓練を4回（参加人数28名）、ダム防災操作を習得することを目的に、実務担当者を対象としたダム防災操作研修について基礎研修を2回（参加人数15人）、応用研修を1回（参加人数6人）実施した。</p> <p>コ. ダム点検・検査に係る検査員の養成 ・ダム定期検査を受けるダム管理所の職員を対象とした講習会や現地での検査等を通じて検査員の養成を図った。</p> <p>サ. 環境に対する意識と知識の向上 ・職員の環境に関する知識の向上等を目的に、本社・支社局及び全事務所において環境学習会を延べ56回開催した。 〔以上8-2(4) ③ pp. 149～155, 157〕</p> <p>シ. 技術力の活用及び継承 ・これまで機構が培ってきたダム等建設の専門的なノウハウや暗黙知（経験的な知識）、技術力の維持・継承を目的として、滝沢ダム等での設計・施工に関する技術を収集し、ダム建設に携わる際の実用的なデータベースの構築に取り組んだ。</p> <p>・水路等施設の機能診断調査に関する「PC管本体の劣化に関する調査診断マニュアル(案)」について、既設管の劣化事例や、PC管内部から劣化状況を効率的に調査可能な手法（電</p>	<p>か、関連するマニュアルを新規に作成した。 内部研修・勉強会のカリキュラムを見直したほか、外部研修については、可能な限り参加することで用地補償業務を担う人材の育成、技術力の維持・向上を図った。</p> <p>・管理・建設技術の高度化、耐震性の向上等を重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づき、調査・検討を行い、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上に努めた。</p> <p>・新たな特許権取得に向け、3件について、特許庁へ出願し、2件について特許権を取得し機構ウェブサイトで公表した（第3期中期目標期間の年平均取得件数1.4件）ほか、著作物に係る登録を行い、積極的に知的財産の蓄積に取り組んだ。</p> <p>・技術研究発表会を開催し、優秀論文を発表した。発表論文20件のうち6件の論文が表彰された。</p> <p>・国内の学会等において66題の論文等を発表し、「ダム防災操作訓練シミュレータ 新型シミュレータの開発と運用による防災操作技術向上」等の論文等11題が受賞したことにより、機構の技術力の維持向上を図った。</p> <p>・各現場を活用した現地研修会を開催すると共にダム操作訓練シミュレータを活用する等により技術力の向上等を図った。</p> <p>・職員の環境に関する知識の向上等を目的に、全事務所で環境学習会を開</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>フラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応する必要がある、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関等との連携等に努める。</p>	<p>研究機関等との協定に基づく技術情報交換等による連携の強化を図る。 他分野を含めた先進的技術の積極的活用を進める。</p>		<p>磁波レーダ探査法)に関する知見等を収集・整理し、反映するとともに、設計・施工に起因する漏水についての体系的整理を加え、「P C管の調査・診断マニュアル」として改訂した。 〔8-2(4) ④ pp. 155～156, 157〕</p> <p>ス. 技術情報データベースへの蓄積等 ・各事務所から提供される技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行い、技術情報提供システムで全社向けに提供するとともに、現場等からの依頼や問合せに随時対応した。新たに定期刊行物最新リスト及び業務推進発表会論文の提供コンテンツを追加し、技術の普及と継承を図った。 〔8-2(4) ⑤ p. 156, 157〕</p> <p>セ. 水質保全対策設備の効果的・効率的な運用 ・アオコ等の原因となる藍藻類の増殖抑制対策として13貯水池で曝気循環設備を既存の運用ルールに基づき運用し、概ね目標の水質を確保することができた。 ・深層曝気設備における底層の溶存酸素量(DO)改善能力の定量的把握のため、大阪電気通信大学との共同研究により、設備の能力評価を行った。 ・また、新たな水質保全対策として、超音波装置による藻類抑制対策について房総導水路(長柄ダム)の入り江で実証実験を行った。この実験では、気象・水象・水質等の影響を受け、年による変動が大きかったことから、当該装置の稼働との関連性について明確できず、適用性を評価できなかったものの、一定の抑制効果を有すると考えられた。 〔8-2(5) pp. 158～159〕</p> <p>ソ. 他分野技術の活用も含めた技術力の維持向上 ・総合技術センターを核として、I-C&Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化やロックフィルダム安全管理のための堤体挙動評価技術の向上等、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。</p> <p>タ. 他機関等との連携強化等 ・国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所との技術情報の交換、(国研)農研機構農村工学研究部門との水路等施設の維持管理技術の向上に関する調査を連携して実施した。 ・先進的技術の積極的な活用を図るべく、大学と相互協力が可能な分野で連携を進めた結果、第3期中期目標期間の年平均2件を大きく上回る、新たな6件の共同研究契約及び委託研究契約を行い(変更・更新を除く)、連携強化を達成した。 ・平成30年2月20日に締結した(国研)防災科学技術研究所との包括連携協定に基づき、機構荒川ダム総合管理所において実施した情報交換会を通じて今後の連携強化について理解を深めたほか、災害情報共有サイトにおける防災情報の一元化へ協力した。</p> <p>チ. 他分野技術を含めた先進的技術の活用 ・ICT・AI等の先進的技術等の活用を推進するため、機構が抱える様々な課題の解決策となり得る具体的な先進的技術事例を収集し、AI勉強会等の場を通じて機構内で共有した。長良川河口堰のアユ遡上数自動計数システムの運用、池田ダムにおける低水管理支援システム試行運用、大野頭首工の配水管理支援システムの構築・試行運用を開始した。 ・京都大学防災研究所・一般財団法人日本気象協会との共同により、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において大規模出水に対する統合ダム防災支援システムの開発を進め、木津川ダム群連携最適操作支援システムとして5ダムによるシステムを構築し、試行運用を開始した。ま</p>	<p>催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで機構が培ってきたダム等建設の専門的なノウハウや暗黙知(経験的な知識)、技術力の維持・継承を目的として、滝沢ダム等での設計・施工に関する技術を収集し、ダム建設に携わる際の実用的なデータベースの構築に取り組んだ。水路等施設の機能診断調査に関するマニュアル(案)について、知見等を収集・整理の上反映するとともに、漏水についての体系的整理を加え、改訂した。 ・各事務所から提供される技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続し、全社に提供するとともに、現場等からの依頼や問合せに随時対応した。新たに提供コンテンツを追加し、技術の普及と継承を図った。 ・アオコ等の原因となる藍藻類の増殖抑制対策として13貯水池で曝気循環設備を運用ルールに基づき運用し、概ね目標の水質を確保することができた。 ・深層曝気設備における底層の溶存酸素量(DO)改善能力の定量的把握のため、大阪電気通信大学との共同研究により、設備の能力評価を行った。また、新たな水質保全対策として、超音波装置による藻類抑制対策について房総導水路(長柄ダム)の入り江で実証実験を行った。 ・総合技術センターを中心に、I-C&Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化やロックフィルダム安全管理のための堤体挙動評価技術の向上等、水インフラ技術の維持・向上を積極的に 	
--	---	---	--	---	--	--

				<p>た、荒川上流ダム群連携最適操作支援システムとして、滝沢ダム、二瀬ダム（国土交通省管理）、浦山ダム、合角ダム（埼玉県管理）の4ダム連携に加え、下流の河川についても連携して管理できるシステムを構築し、試行運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期予測による出水体制準備、事前放流の可能性検討・早期実施判断、関係機関との情報共有等に役立てることを目的として、分布型流出予測システムにわずかなばらつきのある複数の初期値（51個）を用いて15日先まで複数の予測を行い、最も起こりやすい現象や最悪シナリオを予測する手法である長時間アンサンブル降雨予測を導入し運用を開始した。 <p>[以上 8-2(6) pp. 160～163, 164]</p>	<p>推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所との技術情報の交換、(国研)農研機構農村工学研究部門との調査を連携して実施したほか、(国研)防災科学技術研究所との包括連携協定に基づき、今後の連携強化について理解を深める等した。 ・大学と相互協力が可能な分野で連携を進め、新たに6件の共同研究契約及び委託研究契約を行い(変更・更新を除く)、連携強化を達成した(第3期中期目標期間の年平均2件)。 ・ICT・AI等の先進的技術等の活用を推進するため、具体的な先進的技術事例を収集し、AI勉強会等の場を通じて機構内で共有した。長良川河口堰のアユ遡上数自動計数システムの運用等を行った。 ・京都大学防災研究所・日本気象協会との共同により、木津川ダム群連携最適操作支援システムとして5ダムによるシステムを構築し、試行運用を開始した。また、荒川上流ダム群連携最適操作支援システムを構築し、試行運用を開始した。 ・長期予測による出水体制準備、事前放流の可能性検討・早期実施判断、関係機関との情報共有等に役立てることを目的として、長時間アンサンブル降雨予測を導入し運用を開始した。 ・上述の取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に今年度は2件の特許権を取得していること、論文等を積極的に発信した結果、11題 	
--	--	--	--	---	---	--

						<p>受賞していること、大学との6件の共同研究契約及び委託研究契約を締結し、これらの何れも第3期中期目標期間における年平均を大きく上回っていることは技術力の維持・向上に大きく資するものであり、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	R3 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
コンクリート塊 (再資源化率)	R3 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
建設発生木材 (再資源化・縮減率)	R3 年度：96%以上	100%	100%	99%	99%	100%		—
建設汚泥 (再資源化・縮減率)	R3 年度：90%以上	100%	100%	100%	92%	100%		—
建設混合廃棄物 (排出率、再資源化・縮減率)	R3 年度： 排出率 3.5%以下かつ 再資源化・縮減率 60%以上	1.5% 98%	1.5% 98%	2.4% 94%	1.0% 98%	1.3% 99%		—
建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	R3 年度：96%以上	100%	100%	99%	98%	100%		—
建設発生土 (建設発生土有効利用率)	R3 年度：80%以上	99%	99%	99%	98%	93%		—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。</p> <p>さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p>	<p>(1)-1 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことにより、社会貢献を推進する。</p> <p>(1)-2 国際協力の推進</p>	<p>① 施設の工事及び管理を受託した場合は、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切に実施する。</p> <p>② 国等からの施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合は、機構が培った技術力を活用し、適切に支援する。</p> <p>③ 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、論文等を国内外の学会、専門誌等に発表する。</p> <p>④ 機構の有する技術や管理する施設を活用した現地見学会等を開催する。</p> <p>(1) -2 国際協力の推進 アジアにおいて機構が有しているネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））や総合水資源管理など水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信すると共に、機構と国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、技術力の維持・向上を図り、国際協力を推進する。</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 国内の他機関に対する技術支援 ・調査、設計及び施設の工事等に係る技術支援業務を5件、施工監理業務等の発注者支援に係る業務を11件受託し、機構が培ってきた知識・経験や技術等を活用して適切に支援を実施した。 [8-3(1)-1①② pp. 165～166, 168]</p> <p>イ. 論文等の発表 ・国内外の機関等への技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、66題の論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において発表し、発表した論文等のうち11題が受賞した。 [8-2(4) ③ pp. 150～151, 157, 8-3(1)-1 ③ p. 166, 168]</p> <p>ウ. 現地見学会及び研修会の開催 ・ダム等建設事業では、本体工事を実施中の川上ダム、思川開発（南摩ダム）のほか、試験湛水中の小石原川ダムにおいて、現場を活用した現地見学会や他機関の研修会の受入れに延べ106回取り組み、事業を活用した技術情報の共有や関係機関への技術支援を行った。 ・ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修を2回開催し、関係利水者職員が有償で参加した。 ・「水路技術の伝承に向けた現地研修会」を実施し、利根導水施設の工事現場等の現地研修等を通じて、改築事業等に関する技術情報の提供を図った。 ・水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ11回開催した。 [8-3(1)-1 ④ pp. 166～168]</p> <p>エ. 国際協力の推進 ・NARBO活動の一環として、インドネシア政府機関と共同で、オンラインイベントを開催しNARBOメンバー機関間で情報共有を行った。 ・NARBO事務局として、ウェブサイト等の運営管理を行い、国際会議等で得られた情報等の共有のほか、NARBOニュースレターの発行等を行い、加盟機関との情報共有を行った。 ・国際協力機構（JICA）を通じて、開発途上国の水資源開発・管理や防災を担当する機関への技術支援として、長期専門家（1名）をミャンマー国に派遣し、派遣先の現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、日本の経験や技術情報の提供・共有を通じて、技術協力等を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症蔓延による海外渡航制限に対応して増加したウェビナー形式での国際会議等へ参加し、海外における水資源に関する技術情報の収集及び国内業務で蓄積した知見を活かした講演や論文等を通じた発信を行うとともに、機構と国内外の機関との関係の維持・構築を図ることにより、機構の技術力の維持・向上及び国際協力の推進に取り組んだ。 [8-3(1)-2 pp. 169～171]</p> <p>オ. バイオマスの有効利用等の取組 ・22のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、4,730空m³の流木を有効利用した。 ・34のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、合計14,725空m³を有効利用した。 ・6ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、岩屋ダムにお</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>・技術支援業務を5件、発注者支援に係る業務を11件受託し、適切に支援を実施した。</p> <p>・ダム等建設事業では、本体工事を実施中の川上ダム、思川開発（南摩ダム）、小石原川ダムにおいて、現場を活用した現地見学会や他機関の研修会の受入れに組み込み、事業を活用した技術情報の共有や関係機関への技術支援を行った。</p> <p>・ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修を開催し、関係利水者職員が有償で参加した。</p> <p>・「水路技術の伝承に向けた現地研修会」を実施し、利根導水施設の工事現場等の現地研修等を通じて、改築事業等に関する技術情報の提供を図った。また、管理施設を活用し現地見学会を開催した。</p> <p>・NARBO事務局としてオンラインイベントの開催、ウェブサイト等の運営管理、国際会議等で得られた情報等の共有、ニュースレターの発行等を行い、加盟機関との情報共有を行うことで技術力の維持・向上及び国際協力の推進に取り組んだ。 国際協力機構（JICA）を通じて、長期専門家（1名）をミャンマー国に派遣し、派遣先の現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、技術協力等を実施した。</p> <p>・22のダム等において処理が必要な流木を集積し、有効利用した。34の</p>	<p>評定</p>
<p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討、取組を実施すること。</p>	<p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 資源の有効活用の観点から、バイオマスの回収・利用について検討を進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用</p>	<p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 資源の有効活用の観点から、バイオマスの回収・利用について検討を進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用</p>				

	<p>を行う。</p>	<p>を行う。</p> <p>① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用に取り組むとともに、貯水池内の堆砂の有効利用について実施の可能性を含め検討。</p> <p>② 管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用。</p> <p>③ 建設副産物の発生抑制と有効利用を行う。</p>		<p>いては約 5,500 m³、草木ダムにおいては約 1,440 m³をコンクリート骨材に利用し、阿木川ダム、琵琶湖開発では、施設近郊の地方公共団体等と調整して、合計 13,470 m³を他工事で利用した。</p> <p>〔以上 8-3(2) ① pp.172~174,176〕</p> <p>カ. 再生可能エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計 17 箇所にて約 4,652 万 kWh 発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 ・既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計 38 箇所にて約 132 万 kWh 発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 <p>〔8-3(2) ② p.174~175,176〕</p> <p>キ. 建設副産物の有効利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用に取り組み、建設副産物全 7 項目で再資源化率等の目標値を達成した。 <p>〔8-3(2) ③ p.175,176〕</p>	<p>ダム等において、除草で発生した大量の刈草等一般配布する取組等により有効利用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、他のダム等においても施設近郊の地方公共団体等と調整するなどにより他工事で利用した。 ・ 既存の管理用小水力発電設備及び管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 ・ 建設工事により発生する建設副産物の発生抑制等に取り組み、建設副産物全 7 項目で再資源化率等の目標値を達成した。 <p>・ これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	-------------	--	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の [] 内は、「令和 3 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、水資源や治水に対する意識を高めるとともに、機構が国民生活や産業活動に果たす役割についての理解を深めるための分かりやすい広報・広聴を、内容、対象に応じた適切な媒体を活用して積極的に行うこと。</p> <p>また、必要とされる情報を的確に発信し、機構が果たしている役割・業務について利水者をはじめ広く国民から理解を得るとともに、災害時等の緊急時に機構がとった対応等について、国民に対して迅速に情報提供すること。</p>	<p>渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、的確な情報を積極的に提供し、そのニーズを的確に把握するため、広報活動の質の向上に取り組み、積極的な広報・広聴の推進を図る。</p> <p>① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行う。提供に当たっては、国民のニーズ・関心を踏まえ、広報誌やウェブサイトの内容等について適宜見直しを図り、正確さ、分かりやすさの確保に努め、併せて、利用しやすいSNS等の積極的な活用を努める。さらに、ウェブサイト等様々な手法を通じ、国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう広聴に努める。</p> <p>② 災害時等の緊急時には、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>③ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重</p>	<p>① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるため</p> <p>1) 広報誌やウェブサイト等の分かりやすさの確保</p> <p>2) SNS等の積極的な活用</p> <p>3) 国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう広聴に努める。</p> <p>② 災害等の緊急時に、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>③ 「水の日」及び「水の週間」等水に関する各種行事等に</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>国民への的確な情報提供、利水者・国民からのニーズの的確な把握を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 国民の関心を高めるための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構全体として国民に向けて効果的な広報を実施するため、「効果的な広報に係る基本方針」を4月に改定して広報推進本部の下に新たに広報委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮しつつ、本社、支社局、事務所の各階層において、広報の活性化に取り組んだ。 ・SNSの活用を中心とした今後の広報活動の在り方について、2事務所において広報の専門家を交え意見交換を実施した。 ・本社ウェブサイトについて、トップページの各事務所等や水系の位置が視認できる日本地図を配置するとともに、新たにキッズページを作成するなど、レイアウトとコンテンツについて大規模な改修を行った。支社局・各事務所に対してウェブサイトのコンテンツの配置等を整理したCMS対応のページを提供した。 ・これまでに引き続きTwitter、Facebook、YouTubeを用い、それぞれの特長を活かした情報発信を行った。 ・報道機関に対し、渇水情報や防災操作等機構事業に関する129件（渇水・洪水除きで93件）の記者発表を行い、これらの情報をもとに新聞等（専門誌含む）に489件（渇水・洪水等除きで430件）掲載された。 [8-4 ① pp. 177～182, 189] <p>イ. 緊急時における迅速かつ的確な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の広報として、ウェブサイトトップの「緊急時のお知らせ欄」や各事務所のTwitter等を通じ、防災等に関する的確な情報発信に努めるとともに、洪水時の防災操作、水位情報等と合わせて29件の記者発表を行った。 [8-4 ② pp. 182～183, 189] <p>ウ. 効果的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知用水通水60周年、利根川河口堰50周年、成田用水通水40周年、北総東部用水通水40周年を迎え、広報誌において、これらの施設の管理を通じた機構の地域への貢献を紹介するとともに、周年記念事業により積極的な広報を行った。 [8-4 ③ pp. 183～187, 189] <p>エ. 「環境報告書2020」等の作成・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和三年度環境報告書」及び「2020年水質年報」を作成し、ウェブサイト等により公表し、関係機関に配布した。環境報告書については読者アンケートや学識経験者からの意見聴取を行い質の向上を図るとともに、水質年報の配布に際しては水質状況の説明を行うなど、機構の取組について理解が広がるよう取り組んだ。 [8-4 ④⑤ pp. 187～188, 189] 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報推進本部の下に新たに広報委員会を設置したほか、SNSの活用を中心とした今後の広報活動の在り方について、2事務所で広報の専門家と意見交換を実施するなど、本社、支社局、事務所の各階層において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮しつつ広報の活性化に取り組んだ。 ・情報の視認性や利便性の向上のために、レイアウトとコンテンツについて大規模な改修を行い、支社局・各事務所に対してもウェブサイトのコンテンツの配置等を整理したページを提供した。 ・引き続きTwitter、Facebook、YouTubeを用い、それぞれの特長を活かした情報発信を行った。 ・報道機関に対し、渇水情報や防災操作等機構事業に関する93件の記者発表を行い、新聞等に430件（渇水・洪水等除き）掲載された。 ・緊急時の広報として、ウェブサイトトップの「緊急時のお知らせ欄」や各事務所のTwitter等を通じ、防災等に関する的確な情報発信に努めるとともに、洪水時の防災操作、水位情報等29件の記者発表を行った。 ・愛知用水通水60周年、利根川河口堰50周年、成田用水通水40周年、 	<p>評定</p>

	<p>要性について広く国民の関心を高め、その理解を深めるため、水に関する各種行事等に積極的に参画する。</p> <p>④ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年作成し、公表する。</p> <p>⑤ 機構施設に係る水質の状況や機構の取組等を取りまとめた水質年報を毎年作成し、公表する。</p>	<p>関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ参画する。</p> <p>④ 環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書 2021」を作成し、公表する。</p> <p>⑤ 水質の状況や機構の取組等を取りまとめた「2020 年水質年報」を作成し、公表する。</p>			<p>北総東部用水通水 40周年を迎え、広報誌において、これらの施設の管理を通じた機構の地域への貢献を紹介するとともに、周年記念事業により積極的広報を行った。</p> <p>・令和三年度環境報告書」及び「2020 年水質年報」を作成し、ウェブサイト等により公表し、関係機関に配布した。環境報告書については読者アンケートや学識経験者からの意見聴取を行うとともに、水質年報の配布に際しては、機構の取組について理解が広がるよう取り組んだ。</p> <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の [] 内は、「令和3 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	3 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	3 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—
環境保全協議会の設置等（計画値）	—	—	3 事業	3 事業	2 事業	2 事業		—
環境保全協議会の設置等（実績値）	—	3 事業	3 事業	3 事業	2 事業	2 事業		—
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。</p> <p>(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する自治体、住民等と協働に取り組むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。また、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係</p>	<p>(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。</p> <p>(2)-1 利水者等の関係機関との連携 関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。</p> <p>(2)-2 水源地域等との連携</p>	<p>(1) 環境の保全 ① 新築及び改築事業において、自然環境調査及び環境影響予測の結果に基づき、必要に応じて環境保全対策を講じ、モニタリング調査を3事業で実施するなど、工事関係者と一体となって環境保全に取り組む。 ② 管理業務では、必要な場合等に、自然環境調査を実施し、必要な環境保全対策を実施する。また、堆砂対策等の観点から、関係機関等と協議を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元等の取組を推進する。 ③ 景観に配慮した施設整備に取り組む。</p> <p>(2)-1 利水者等の関係機関との連携 ① 機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払い方法等の業務運営に関する情報提供を行い、要望等の把握や意見調整を行う。 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合は、費用負担者に情報提供を行い、関係機関との円滑な調整を図る。 ② 利水者等へのサービスの一層の向上を図る ③ 関係機関と連携して水系全体の水質改善に向けた検討を行う場に参画し、具体化に努める。</p> <p>(2)-2 水源地域等との連携</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点> 業務の実施にあたり環境保全に取り組んでいるか。 業務運営に関する情報提供等を行っているか。 関係機関等と連携し、地域振興等の取組を進めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 新築及び改築事業における自然環境保全の取組 ・ 思川開発、豊川用水二期、川上ダム建設の3事業では、専門家の指導・助言を得てモニタリング調査を実施した。 ・ 早明浦ダム再生事業においては、環境検討委員会を開催して委員会の助言を得ながら環境影響予測を実施し、環境影響評価の内容をウェブサイトにて公表した。 ・ 面的な地形改変を伴う2事業（思川開発、川上ダム建設）において環境保全協議会を定期的に行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。 〔8-5 (1) ① pp. 190～191, 194〕</p> <p>イ. 管理業務における自然環境保全 ・ 管理業務においては、19施設において魚類遡上調査、モニタリング調査等を実施した。 ・ ダム下流河川への堆積土砂還元を6ダムで、河川環境の保全等を目的としたフラッシュ放流や弾力的管理試験等を12ダムで実施した。 〔8-5 (1) ② pp. 191～195〕</p> <p>ウ. 景観に配慮した施設整備 ・ 川上ダムの伊賀瓦の色彩を基調とする管理棟の整備により、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。 〔8-5 (1) ③ pp. 194～195〕</p> <p>エ. 業務運営に関する情報提供等 ・ 利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うため、588回の事業説明会を実施した。 ・ 建設事業では、事業説明会、事業監理協議会等に加え、毎月1回の進捗状況報告や要請に応じた説明会等、利水者及び関係地方公共団体へ細やかな情報提供を行った。 ・ 管理業務では、令和3年度事業計画及び令和4年度概算要求等の利水者等説明会を実施した。25施設で管理運営協議会等を開催し、現地視察や防災業務の取組状況等の説明を行うなど、関係利水者等との合意形成、連携強化に努めた。</p> <p>オ. 事業実施計画等の変更等 ・ 利水者への必要な情報提供及び関係機関との円滑な調整を図り、木曾川用水濃尾第二施設改築事業に関する事業実施計画の主務大臣への申請を行うとともに、愛知用水三好支線水路緊急対策事業に関する事業実施計画変更の認可を得た。 ・ 三重用水施設や早明浦ダムに関する施設管理規程の変更にあたっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から変更認可を得た。 〔以上 8-5(2)-1 ① pp. 196～198, 200〕</p> <p>カ. 利水者アンケートを踏まえたフォローアップの実施 ・ 利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象に利水者アンケートを実施して的確なフォローアップを行うなど、サービスの一層の向上を図った。 〔8-5(2)-1 ② pp. 198～199, 200〕</p> <p>キ. 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画 ・ より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携して水系全</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>・ 思川開発、豊川用水二期、川上ダム建設の3事業では、専門家の指導・助言を得てモニタリング調査を実施した。早明浦ダム再生事業では、環境影響評価の内容をウェブサイトにて公表した。面的な地形改変を伴う2事業では工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。</p> <p>・ 管理業務においては、19施設において魚類遡上調査、モニタリング調査等を実施したほか、ダム下流河川への堆積土砂還元を6ダムで、河川環境の保全等を目的としたフラッシュ放流等を12ダムで実施した。</p> <p>・ 地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。</p> <p>・ 利水者をはじめとした関係機関に対し、事業説明会や管理運営協議会等を588回行うなど業務運営に関する適時適切な情報提供を行い、関係機関等との合意形成を図った。</p> <p>・ 事業実施計画や施設管理規程の変更にあたっては利水者への必要な情報提供及び関係機関との円滑な調整を図った。</p> <p>・ 利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、利水者アンケートを172組織に実施するなど、サービスの一層の向上を図った</p> <p>・ ダム等建設事業等を所管する事務所、52の管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実</p>	<p>評定</p>

<p>機関との円滑な調整に努めること。</p> <p>② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。</p>	<p>「ダム再生ビジョン」を踏まえ、機構施設が有する潜在能力の有効活用や広報・広聴活動の充実と併せて、地域との対話によりニーズを把握した上で、水源地域振興等を地方公共団体、住民等と協働で取り組む。</p> <p>また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努める。</p>	<p>① ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。施設の役割等の理解を得るため、周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域資源である湖面・湖岸の利活用を継続する。</p> <p>② NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力する。</p>		<p>体の水質改善を検討する場へ参画した。 〔8-5(2)-1③ p. 199, 201〕</p> <p>ク. 水源地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等建設事業等を所管する事務所、52の管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。 ダム所在地等との地域連携の取組として、吉野川本部における早明浦ダム等のオンライン見学会、矢木沢ダム及び下久保ダムにおける環境学習、利根導水総合事業所における地元イベントの秋ヶ瀬取水堰の魚道施設紹介、豊川用水総合事業部の出前講座、味噌川ダムにおける上下流交流のダム見学会、寺内ダムにおける平成29年7月九州北部豪雨復興祈念「ダム・ストリートピアノ」設置の取組等、積極的な連携を促進した。 JR旅客6社と群馬県が共同で実施した群馬デスティネーションキャンペーンでは、新型コロナウイルスの影響により各種イベントは中止になったものの、県と連携し「ぐんまダムかるた」を県内に所在する4ダム管理所で配布して水源地域の活性化を図った。 〔8-5(2)-2 ① pp. 202~206, 207〕 <p>ケ. 流域内の森林保全作業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等と連携して、水源地域において、植樹等の森林保全活動に協力した。 〔8-5(2)-2 ② p. 206, 207〕 	<p>施、地域イベントへの協力等を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。ダム所在地等との地域連携の取組として、吉野川本部における早明浦ダム等のオンライン見学会、矢木沢ダム及び下久保ダムにおける環境学習、寺内ダムにおける「ダム・ストリートピアノ」設置、群馬デスティネーションキャンペーンでは、県と連携し「ぐんまダムかるた」を県内に所在する4ダム管理所で配布して水源地域の活性化を図った等の取組が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水源地域ビジョンの活動等により、自治体等と連携して、水源地域において、森林保全活動に協力した これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。</p> <p>(2) 人事に関する計画 本社、支社局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適切に改定するなど、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。 人事制度の適切な運用や職員が業務を効率的、効果的に行うための人材の確保・育成を行うこと。</p> <p>機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、独立行政法人通則法の規定に則り、国家公務</p>	<p>(1) 施設・設備に関する計画 中期目標期間中における本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を実施する。</p> <p>(2) 人事に関する計画 ① 要員配置計画を作成し、計画的な要員配置の見直し。 ② 効率的な業務遂行のための重点的な人員配置。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度の適切な運用。 ④ 人材確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動の強化、国や民間等との人材交流を実施。 性別に関わりなく活躍できる雇用環境の整備。 ⑤ 人材の育成に係る方針の策定、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施。 内部研修に加え、外部機関が主催する研修に積極的に受講させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を実施。 ⑥ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水</p>	<p>(1) 施設・設備に関する計画 本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等の更新等の実施。</p> <p>(2) 人事に関する計画 ① 要員配置計画を作成し、計画的な要員配置の見直し。 ② 効率的な業務遂行のための重点的な人員配置。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度の適切な運用。 ④ 人材確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動の強化、国や民間等との人材交流を実施。 性別に関わりなく活躍できる雇用環境の整備。 ⑤ 人材の育成に係る方針の策定、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施。 内部研修に加え、外部機関が主催する研修に積極的に受講させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を実施。 ⑥ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水</p>	<p><定量目標></p> <p>—</p> <p><指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 施設・設備に関する計画 ・保有する情報機器等の機能を長期間発揮するため、計画的に更新等を実施した。 [8-6(1) p. 208]</p> <p>イ. 要員配置の見直し ・本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和3年度末定員1,393名）を作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。 [8-6(2) ① p. 209, 212]</p> <p>ウ. 効率的な業務遂行 ・機動的な業務遂行が可能となるように、最盛期にある思川開発建設事業等に重点的な人員配置を実施した。 [8-6(2) ② p. 209]</p> <p>エ. 人事制度の適切な運用 ・人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。 [8-6(2) ③ p. 210, 212]</p> <p>オ. 人材確保に係る方針策定の取組 ・機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和4年度の採用計画を策定し、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。 ・採用に係る広報活動の強化として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として効果のあった取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」を機構内に発信し、全部署及び全職員はワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。 ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づき策定した、一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、性別に関わりなく活躍できる環境整備に取り組んだ。 [8-6(2) ④ p. 210, 212]</p> <p>カ. 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成 ・業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、令和4年度研修計画を策定した。研修計画の策定にあたり、効率化、有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、若年層の育成を強化するための研修の充実を図った。また、実施方式については、新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方改革の面からもWEBを活用したオンライン研修を積極的に実施した。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。 [8-6(2) ⑤ pp. 210～211, 212～213]</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報機器等を計画的に更新等した。 ・本社・支社局、事務所ごとに計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。 ・最盛期にある思川開発建設事業等に重点的な人員配置を実施することで機動的な業務遂行を可能とした。 ・人事評価制度を適切に運用した。 ・機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和4年度の採用計画を策定し、人材確保を行ったほか、採用に係る広報活動の強化として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義を実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として効果のあった取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」を機構内に発信し働き方改革に取り組んだほか、一般事業主行動計画に基づき、性別に関わりなく活躍できる環境整備に取り組んだ。 ・業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、令和4年度研修計画を策定した。研修計画の策定にあたり、若年層の育成を強化するための研修の充実を図ったほかオンライン研修を積極的 	<p>評定</p>

<p>員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。</p> <p>(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。</p>	<p>準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える契約を行う。</p> <p>(4) 積立金の使途 積立金の使途については、将来の金利変動リスクへの対応等、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項</p>	<p>準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 当該事業年度では、中期目標期間を超える契約を行うことを予定している。</p> <p>(4) 積立金の使途 積立金の使途については、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 なお、積立金の執行に当たっては、外部有識者による事前チェックにより透明性・客観性の確保を図る。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者負担金の支払方法について、情報提供を行い、利水者の要望には基本的に応じる。 ② 割賦負担金の繰上償還は、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。</p>		<p>キ. 給与水準の適正化 ・給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国家公務員指数は103.6(対前年比0.2ポイント減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8(対前年比0.1ポイント減)となった。 ・給与水準の妥当性について検証を行った。 ・令和2年度の給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。 〔8-6(2) ⑥ pp. 211～212, 213〕</p> <p>ク. 第4期中期目標期間を超える契約 ・中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び35事務所等で第4期中期目標期間を超える契約を799件行った。 〔8-6(3) pp. 214～215〕</p> <p>ケ. 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金の活用 ・独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当することとして、適正な執行を図った。なお、令和3年度末の積立金残高は約753億円である。 〔8-6(4) pp. 216～217〕</p> <p>コ. 当該年度支払の活用 ・当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。 〔8-6(5) ① p. 218〕</p> <p>サ. 割賦負担金の繰上償還 ・割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約25億円を受入れた。 〔8-6(5) ② p. 218〕</p>	<p>に実施した。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。</p> <p>・給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国家公務員指数は103.6(対前年比0.2ポイント減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8(対前年比0.1ポイント減)となった。</p> <p>・給与水準の妥当性について検証を行い、令和2年度の給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。</p> <p>・中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び事務所等で第4期中期目標期間を超える契約を799件行った</p> <p>・独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当し適正な執行を図った。</p> <p>・関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。</p> <p>・機構の財政運営を勘案の上、割賦負担金の繰上償還約25億円を受入れた。</p> <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---	--	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和3事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし